

平成 30 年（2018 年）6 月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成 30 年 6 月 5 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成 30 年 6 月 12 日（火）

応 招 議 員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 岡村哲雄 | 2 番 | 大西瑞香 |
| 3 番 | 原 隆伸 | 4 番 | 谷 節夫 |
| 5 番 | 奥村 仁 | 6 番 | 樋口泰生 |
| 7 番 | 太田哲生 | 8 番 | 瀧本 攻 |
| 9 番 | 近澤チヅル | 10 番 | 入江康仁 |
| 11 番 | 家崎仁行 | 12 番 | 玉津 充 |
| 13 番 | 奥村武生 | 14 番 | 東 清剛 |
| 15 番 | 平野隆久 | 16 番 | 中津畑正量 |

不 応 招 議 員

なし

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

家崎仁行議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、11人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問について、本日は4人、13日の本会議で4人、14日の本会議で3人ということで、3日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間であり、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 入江康仁君

12番 玉津 充君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る6月5日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

家崎仁行議長

それでは、1番 岡村哲雄君の発言を許可します。

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

それでは、1番 岡村。議長の許可を受けまして、本日の質問を行わせていただきたいと思います。

質問の内容は、住民からの声が多い環境対策と防災対策及び災害等に対する学校教育に関して行いたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

まず環境に関わる関連条例の制定についてでございますけども、先日、環境宣言が議会で承認されまして、大変ありがたいことだと思っています。やっと一歩前進したなという感じを私は持っております。この質問に先立ってですね、私自身もいろんなところを調べさせていただきました。環境基本条例を中心に調べさせていただきました。その内容を少しだけ説明させてもらいたいと思います。

訪問した自治体は全部で4箇所あります。県内2箇所、それから県外2箇所。あと書類の調査が1箇所ありまして、全てで5箇所あります。特にですね、県内では亀山市へちょっと行ってきました。亀山市ではですね、環境を守る環境条例の体系がしっかり構築されておりました。ただ、環境基本条例自体はもう約20年ぐらい前ですね、もう完成しておりました。ただ体系といいますか、環境基本条例をまずつくりまして、その後ですね、環境を守るために開発を規制する環境保全条例、それから飲料水、命の飲料水を守ります水道水源保護条例、これが両輪となって地域の環境を守っている状況でございます。

また、千葉県ですけれども、千葉県では千葉市での土砂埋立に関する条例、いわゆる残土条例的のですね、千葉県の条例より規制がさらに厳しく、県条例の適用を除外すると千葉市がうたっております。また、南房総市、これも千葉県ですけれども、これは観光客に対する責務をうたっております。また、東京オリンピックを控えて土砂の搬入を非常に危惧しておりました。現在、千葉県と各市町村でそういった条例につきましてですね、改正について非常にせめぎ合いをしておる、そういう状況であったということを聞いております。

それなりにですね、どこの県、自治体も地域の特色を活かした条例づくり、条例の運営を進めております。では環境条例につきまして、ちょっと質問させていただきます。

町長、1点目ですけれども、紀北町にとって環境基本条例は必要だと思いますか、お願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

環境基本条例でございますけれども、環境宣言を行いました。そしてこういった宣言をですね、基にしていろいろ町民の方に十分この意思をですね、確認していただいて、そして、それに基づく行動を行っていただく。そしてですね、そういう行為があって初めて一定の規制をしていくのが良いのではないかと、今までも述べているとおりでございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、必要だという感じに受け取らせていただきました。前向きに捉えておられると私は感じております。

2点目ですけれども、先日5日の一般質疑の中で、環境宣言に関する質疑の中でですね、現

執行部も環境基本条例について、他の自治体の情報を得て一覧表をつくったりしながら、裁判闘争の有無などの比較検討しているということ、町長の答弁がありましたけれど、その検討内容について具体的に詳細をお聞きしたのですけども、どういった内容で検討されていますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実的にはですね、担当課が弁護士とも話しておりますので、担当課から答弁させていただきます。

家崎仁行議長

玉本環境課長。

玉本真也環境管理課長

まず環境基本条例に係る他自治体の比較ということですが、まず基本条例において特色のある規定をしている自治体があるか無いかを主に見ております。ただ、基本的には国の環境基本法に則った構成であるということは確認しております。ただ、一部の自治体では起こりうる事象に対する対応で具体的な記載をしているものもございますので、そういったものについては調査・検証を進めております。実際にそれを運用するとなったら、どういった弊害が出るのかについては、そういったことを過去の裁判の判例であるとか、また行財実例、顧問弁護士への相談などを繰り返して、地道な作業をしているというところでございます。以上です。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、課長のほうからですね、検討事項を聞かせていただきましたけれど、私もいろんなところ調べておまして、もう既にですね、調査しましたところがさっき言った5自治体ですね。あとはインターネットで取り寄せたのが、もう30ぐらいあります。いろいろ調べさせてもらいました。今、課長が言われたとおりでございます。いろんなことがわかりました。ただですね、私が聞いた5つの自治体とかではですね、環境基本条例に対する裁判というはちょっと聞いておらないのですわ。今、課長が言われたことは裁判もあるということですけども、その辺につきましてどんなものでしょうか、いくつぐらいあるんですか。

家崎仁行議長

玉本環境課長。

玉本真也環境管理課長

係争中のものとお答えさせていただきましたけども、これは環境保全条例に係るということではなくって、環境に係る諸施策の条例ということですので、迷惑施設の条例であるとか、そういったものについて特に調べてございます。以上です。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、明確に答えられましたけども、私もそう思います。実はですね、裁判とかいろんな判例、判例といいますか、係争になっておりますのはですね、環境基本条例じゃないと思います。環境基本条例はですね、やはり基本理念的なものでございます。環境宣言はそれこそ本当の理念中の理念ですけども、基本理念的なものでございまして、環境基本条例は罰則等というのかあまり明確にありません。中には全国的に調べると1、2あると思いますけども、ほとんどないです。だから、基本理念的なものですので、あまり裁判とかですね、訴訟関係を心配することは私はないと思っています。

従いましてですね、私は環境基本条例はホップ・ステップ・ジャンプのうちのステップだと思っています。この大綱を決めて、その後ですね、また後ほど言いますけども、その後の保全条例とかいろんなものを考えていくべきやと思います。環境基本条例自体はですね、そんなには一種のルールづくりでございます。罰則とか、そういったこともございませぬ。ですので早急にですね、これは制定していただきたいなと思っております。執行部はこの環境基本宣言につきまして作られる気はあるんでしょうか。環境基本条例ですね、はっきり答えたい。いつ頃までにどういったスケジュールといいますかね、お願いしたいと思っています。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員の認識もそのように持っていただいているということは、逆にありがたいです。我々もですね、以前の全協の時に環境宣言の位置づけ、ここが環境条例のこういう意味合いにあたりますと説明させていただいたですね、そういうことで理念的な条例にならざるを得

ない。逆に言えば環境条例で裁判になっていないということは、逆にそういう個別のいろんなことで裁判になっているんです、結構条例で。ということは逆にそこまで絞りきれていない、縛りきれていないという裏返しだと思います。

ですからそういったものを議員も認識していただいた上で、早くつくりなさいと言っていたことはありがたいことだと思いますし、本年度中にですね、そういったことをどうやっていきたいなと思っているところでございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、前向きな発言がありましてありがとうございます。作るにあたってですね、東京都ではこうやってやります。策定委員会、条例策定委員会を設けておりまして学識経験者、それから公募委員も中には入っておったと思います。いろんな方式があるんですけども、議員の入っておる自治体もありますけども、そういった策定委員会をつくっていただきたいと、希望はですね、東京都の場合ですけども、細かいところまですべて策定委員会に任せるのではなくて、細かい基本計画等はですね、やはり行政、執行部が中心になって作るということでございます。作り方のだいたい概念と言いますか考え方、そういった部分までは一般の市民も混ぜまして学識経験者いろんな方で、法的な体系とかを考えていただきまして、方向をある程度まで決めていただくと、細かい基本計画的なものは執行部がつくると、そういうような感じになっておりますんで、私もそれを希望しております。議員が入れるかどうかというのは、非常に難しいところですけども、それは確認してもらいたいと思います。

私ですね、今まで町長の発言をずっと聞いておりました。12月からですね、もう3回目の質問でございます。基本条例をつくるまでは私はずっと追っていくというつもりで、この質問を続けております。ただいつもですね、私、町長はですね、直ぐに裁判の事とか、だいた法律の上乗せ、横出しはええらしいんですわ、千葉県なんか横出しをやっております。上乗せはやっていません。ただ元はですね、亀山でも尾鷲市でもそうですけども、あるいは南房総、千葉県、もう1つ君津というところも調べたんですけども、すべて県の条例を基本としております。ただそれに対してですね、特色ですね、ここでしたら銚子川ですとか、海の海岸のそういった特色の条例というのを組み入れておると。そういう状況でございますんでよろしく願いいたします。

私は町長のいろいろ聞いていますと、過去に裁判を非常に経験でですね、ちょっとトラウ

マになっておるんじゃないかと思います。簡単に言いますと糞に懲りて膾を吹いていると、そんなようなイメージを受けております。基本条例はそんなものではございません。吹くようなものではございません。ただ基本条例をつくって、ただ私は基本条例をつくった後、その関連条例までいくのが私は筋だと思っています。ということでございます。

それではですね、もう1点、環境基本条例についてちょっとだけ質問ですけども、環境基本条例をもしつくる場合ですね、実は環境宣言に縛られることはないかと。何故こういうことを聞くかと言いますと、環境宣言にはですね、いわゆる滞在者のことは何も入っていませんでした。だもんで環境基本条例には是非入れていただきたいと思っておりますけども、環境宣言は事業者と町と住民に責務があると、滞在者は入っていませんでしょう。こういうことに縛られることがないかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども、今の考えで結構でございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々も縛られることはないですが、条例はですね、宣言もですけど、以前から申し上げるように紀北町の中の法律みたいなもんですよね、ある意味。ですから、紀北町でする行動は全部に及ぶということでございます。そういった意味で私は条例に文章を入れる入れないの時点では別なんですけども、いかに訪れる人に広報して、こういう町なんですよということが大事だと思います。

ですから、そういうこともですね、踏まえてその環境基本条例をつくる上で、じゃあどうやって発信するのか、そういう考えを持った人に来てくださいねということですね、施策の中に入れていくのにどうするのかここも含めてですね、今、考えております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

私はなぜ滞在者を入れて欲しいかと言いますと、滞在者がですね、例えば銚子川とか和具の浜、あるいは古里海岸へ来た時にですね、私のごみ捨てするとなんか文句があるんかと言われた時に基本条例にこうやってうたっていますということを言えるとですね、滞在者も含めてこういったことを求めていますということをうたったら、いろいろものを言いやすいんじゃないかということでお願いしたいと思ってということでございます。

それでは2点目、ちょっと時間がありませんので、じゃあですね、2点目ですけども、環境を守るための関連条例への制定でございます。今は基本条例でございましたけども、この後、ホップ・ステップ・ジャンプの後ですね、環境保全条例とかあるいは自然環境を守る条例とかですね、そういったものをつくる気はあるんでしょうか、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういったことを踏まえてですね、今までも個別条例ですね、一定の。そういったものを踏まえてやっておりますんで、そういった中での決してトラウマという意味ではないんです。ただ3つの裁判を経験しています、町長になってから。本当に裁判って難しいなという思いはあります。ですから、裁判は起こさなくて一定の規制とかですね、効果のある条例をやらなきゃいけないなという思いです。

ですから、ある意味でこの紀北町はこういう考えを持っていますよというのを、今、岡村議員がおっしゃったように、町・住民・事業者、訪れる人もですね、含めてですね、そういう意識を持ってもらうことによって、こういう規制条例ね、一定の規則の範囲があるかもしれない条例ができたとするんですね、こういったことで1つのブレーキになるんじゃないかなということも考えておりますので、そういったことを踏まえてですね、今、だから1つの条例に縛られるのではないですが、こういう個別条例をつくっていかねばいけないですよという考えは持っています。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。じゃあ参考に言いますけども、実は他の県はですね、県がいわゆる残土条例をつくっておる県がございます、三重県はありません。三重県は平成24年ですね、制限が出ておりますけども、残念ながら残土条例をつくるまでに至っておりません。その顛末についてもちょっとわかっておるんですけども、ちょっと時間がありませんもんで話させてもらいます。

その中ですね、三重県内の市町村で残土条例を検討しておるところを探してみましたら、伊賀市、ご存知やと思います、伊賀市が少し検討しておると聞いております。ちょっと伊賀市の条例案を私とっていますけども、ちょっと注目していますと一言だけ言いますと、埋

立に関してですね、こうやって書いてあります。第3条、伊賀市の条例案ですよ。適用は、その条例案の適用はですね、市外で発生した、市の外ですね、発生した土砂等で市内で埋立等を行う事業だけを適用しておると。市内のを市内でするのを適用してないと、そういったことをうたっております。これはちょっと注目に値する状況じゃないかなと思っています。

むしろ本当はもちろんそれもそうですけども、もう1つは県がですね、残土条例的なものを先行して是非つくっていただきたいと。また近々ひょっとしたら請願が出るんじゃないかと私は予想しております。県に対してですね、そう思います。そういったことがあります。

それでは、2点目に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

南海トラフ地震のですね、直前直後が出されるのが観測情報の有効活用でございます。よろしいですか、2点目です。南海トラフのところですか。よろしいですか。

今朝ほどですね、千葉県の方で東方沖で午前5時過ぎに、岩盤のスロースリップにより震度3の地震が発生した。これがですね、昨日、政府の地震調査会が11日に事前に呼びかけておった、予想しておったようでございます。スロースリップ、それが見事じゃないけども今日、当たったそうです。そういったことで、年々ですね、地震情報というのは詳細を極めております。ただ地震予知問題につきましてはですね、一部の学者、民間業者も含めまして、民間の学者も含めてですよ、を除いて地震予知は無理だろうとこうやって宣言しております。ただ私はまだまだ地震予知の可能性はあるんだろうと思っています。

今日、聞きたいのはですね、南海地震の直前と直後にですね、観測情報が4つ出されます。皆さんご存知ないと思いますんでちょっと言います。まとめて一括して質問しますので、お答え願いたいと思います。まず1点目ですけども、シグナル、警報ですね、シグナルが1点目ですけども、今日言った政府の地震調査委員会が出すと思いますけども、今回ののも一種の観測情報じゃないかなと思いますけども、昨年11月からですね、南海トラフの兆候で学者が集まって地震観測情報を出すそうです。それを臨時情報と呼んでいます。こういう新聞記事がございますけども、南海トラフ地震の情報で臨時情報を出すとあります。ただこれに対してですね、各自治体に問い合わせたそうです、気象庁のほうがですね。そうしたら9割の自治体が住民の避難を検討しておると、1割検討中とかいろいろあります。紀北町ではですね、観測情報、臨時情報ですね、政府から出されます臨時情報を受けた時、どうやって住民に伝達するんかと、どのように活用すると回答したのか、これをお聞きしたいと思います。

タイムラインに沿ってですね、一括して質問します。2点目です、2点目の信号はシグナル、これ皆さんご存知のようにJ—ALERTでございます。J—ALERTというとミサ

イル、北朝鮮からのミサイルのことが頭にあると思いますけど、日本語で言いますと、全国瞬時警報システムといいます。大地震やミサイル、これの警報でございます。ただしこれはさっき言った1点目の地震の観測の数日前でございます。J—ALERTは地震とかミサイルの数秒から数十秒前でございます。瞬時、少し前です。について出されます。これの内容についても説明願いたいと思います。

3点目です。私が最も期待するのはDONETでございます。DONETってご存知でしょうか。JAMSTECという海洋深層水開発、海洋開発機構ですね、独立法人のそこがやっておるんですけども、尾鷲市の古江沖に敷設をしています地震のセンサー、津波のセンサーそういったものでございます。DONETの情報、これは地震が起きた直後にですね、DONETのシグナルが出ます。それがエリアメールを通じてかどうか知りませんが、市町村に来ると思います。それをどうやって伝達するのか住民へ、これもお聞きしたいと思います。

4点目ですけども、東日本大震災で気象庁が臍を噛んだ問題でございます。気象庁が東日本大震災で臍を噛んだやつが2つあります。1点は立山村ですか、あそこへ行きました原発の時の風向きでございます。これを出すのを遅れましたが、外国のニュースに負けました。もう1点がですね、あの時に南三陸町にとどく約20分前に津波の高さがわかっていたんですね、気象庁は。それが住民に伝わらなかったんです。縦は縦の系列ですね、上司の判断を仰いでおったそのうちに来てしまったとこういうことがあったんですね。その有効活用しなかったのは、GPS波浪計というのがございます。これも尾鷲沖にあると思います。北緯33度にあるんですけども、もっと南じゃないかと思えますけども、GPS波浪計というのがございます。これは地震直後の海面上昇を調べてですね、GPSつまり衛星を使っておりてくるというこの情報もあります。以上4点でございますけども、この情報につきましてどうやって紀北町では住民に伝達とか活用を図っておるのか、考えておるのか、以上でございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、先ほどのちょっと続きだけ少し答弁させてください。県ですね、県の残土条例、これは私もですね、望んで県のほうへ伝えさせていただいているということのお話です。今回ですね、新たにこの30年度の取り組みといたしまして、国県への要望事項ということで、紀北町から建設残土の規制等についての要望を町村会が、今度、町村会として採択されるか

どうかは別なんですけど、紀北町から提案させていただいて町村会として、三重県全体としての要望という形ですね、捉えてくださいということで今、町村会のほうへ提出してそれをもんでいただいているところでございますので、その認識はですね、やはり大きな部分でそれは尾鷲市・紀北町・大紀町、いろいろなところがございますので、そういったものがバラバラのことでは私いかなものかなと以前から申し上げております。

ですから、三重県全体で三重県の考え方をですね、しっかりとそういった条例なりにして欲しいなというのは同じ考えでございますので、それは紀北町からの提案ということで町村会のほうへも出させていただいております。以上でございます。

それから、南海トラフ等の観測情報のことにつきましてはですね、今おっしゃったように南海トラフ時に関する情報というのは気象庁で運営されているところございまして、全国瞬時警報システム、J-A L E R Tはですね、消防庁のほうでされております。直後に出されるということでは先ほどもおっしゃったD O N E T、これ古江のほうにありますが、防災科学技術研究所が運用するところございまして、G P S波浪計というものがこれもございます。

こういったことですね、緊急防災無線とかエリアメールでお話をするようになっております。J-A L E R Tにつきましてはですね、いつも訓練等でやっておりますので、人工衛星を使用した衛星回線、バックアップ回線としてL G W A Nと、この地上回線によってですね、町民に伝えられているところでございます。国民に伝えられているところでございます。

D O N E Tはですね、リアルタイムで防災科学技術研究所、気象庁に配信されます。それらにつきましてはですね、スマートフォン・携帯電話等端末エリアメール等を指すんですが、そういったものを利用してですね、されるようになっております。そういった意味でG P S波浪計なども同じような方法論で伝達されるものだと思っております。以上です。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、概要を少し聞いたんですけども、たぶんこれを聞いておる人もほとんどわかってない方は、中身ちょっと難しいと思います。ただこれですね、私が心配しているのは、気象庁、国あるいは国立の海洋研究開発機構、あるいは東大とかですね、いろいろなところが地震の研究をしております。地震計というのはあっちこちに実は置いております。J-A L E R Tの地震計、皆さんもご存知やと思いますけど紀北町に1つあるんですよ。赤羽の奥のほう

にあります。また調べてもらいたいと思います、あります。そういった地震計の計測を基にして、J-A L E R Tを出しておるんですね。出しております。当然海洋のD O N E Tなんか古江沖、そういったところにあります。いろいろあります。大事なのはですね、実はそういった情報をいろいろ出してきました。まだ開発中のものも結構ございます。D O N E Tは31年度から32年度で、やっとなら三重県が認可を受けてデータをいただけると。

実は和歌山は去年からやっております。和歌山県、D O N E Tの情報をとってもう予想をしとるんです、予報をここは何メートルとか、三重県はその認可をとってませんもんで、まだできないんですわ、来年度か再来年度にあります。ただ私が思いますのは、情報が行政に届いた場合にあとは市民に住民にどうやって知らせるか。実は皆さん使用しとるエリアメール、スマホいうんです。スマホも緊急メールの設定してないと届きませんけども、私は設定していますけどもね、そういったこと。つまりスマホを持ってない方の伝達手段はないんですわ。ご高齢者が多い、紀北町では、スマホを持ってない方のほうがたぶん多いんじゃないかと思えます。そういった方こそ災害弱者でございますんで、そういった方こそ伝達手段が必要であると。ただこの伝達につきましてはですね、行政がすべてやれというのは無理ですんで、提案ですけども、直ぐにですね、行政が先頭に立って自主防災会、自治会、町内の防災コーディネーター等をですね、住民の交えた研究組織を立ち上げていくべきではないだろうかということでございます。

そして、その伝達のことにつきまして勉強会をやって、住民が受け取る体制をとってそのシステムをつくっていただきたいと、こういった勉強会をとるような気持ちはありませんでしょうか。以上でございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

防災についてはですね、さまざまな形で地域の皆さんと連携をとるということが、まず一番大事だと思っております。そういった意味でですね、我々の行政として得られる情報を基に、そういう必要性また伝達性をですね、自主防の方、自治連合の方との必要性を認めた時にはいろいろご意見を聞いたりですね、ただシステム的なこともございますので、それが我々のレベルではできないということは議員もご承知だと思うんですが、それをいかに早く伝えるかと、その1つがですね、行政放送無線と今年度予算をですね、認めていただいた防災アプリの問題です。そういった中では今、議員もおっしゃったようにお持ちでない方には

どうするのかということもですね、今後、行政放送無線が動いているうちはいいんですが、デジタル化等でどういう方向展開するかもわかりませんが、国がいろいろなソフトを業者がですね、開発していただけたらと思います。

そういったものを直ぐのせ変えたり、いろいろ活用できるようにですね、新年度からまだまだ防災行政無線は使わせていただくのですが、そういったもので研究を進めながらやっていきたいというのが今年の当初予算でございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

組織はつくりにくいということでございますけれど、よろしいですか。実はですね、私は実は三重の防災コーディネーターの東紀州の窓口になっております。それから三重のさきもりというのもございます。この中にもメンバーが何人かみえると思いますけども、三重のさきもりのメンバーも、これ三重大を中心にやってございます。その組織でございます。実は今度、8月、9月、10月になるのか、D O N E Tの勉強会を開きたいと思うんです。

D O N E Tの勉強会で31年度か32年度に三重県が認可を受けて、今、研究に筑波のほうに行っていくと思いますけども、県が認可を受けて出てきた時に利用する形態は、紀北町だけの問題じゃございません。特に沿岸部、大紀町からですね、鶴殿のほうまでそういった方をですね、呼びかけまして勉強会を開きたいと。これは議員としての立場じゃなく三重のさきもりとしての組織で動いております。D O N E Tの場所までいきましてやろうと考えています。ただその時には参加をお願いしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

じゃあ3点目よろしいですか。

家崎仁行議長

はい。

1番 岡村哲雄議員

学校教育と言いますか、学校管理下における熱中症対策でございます。時間もありませんので、ざっといきます。昨年度の学校管理下で熱中症の発生状況とですね、熱中対策としてどういうことを考えられておるかということをご質問したいと思います。以上よろしくお願ひします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校管理下における熱中症対策というご質問でございます。気温・湿度ともですね、段々と高くなってまいります。炎天下で実施する屋外の部活動だけではなくてですね、体育館等の屋内部活動についても熱中症の危険性が高まってくるところでございます。

そのような中ですね、毎年、校長会・教頭会等について部活動中等の熱中症対策について、注意を呼びかけているところがございますし、小学校においても同様の呼びかけをですね、行っているところがございます。具体的には十分な水分補給と適度な休憩、長時間の部活動を行わないようにというようなことで行っております。

部活動以外でもですね、体育の授業とか体育祭とか遠足など屋外活動がございますので、そういったのでは十分注意するよにということではですね、学校の中での活動については認識されているところがございます。教職員の皆さんもですね、熱中症の予防対策、熱中症発生時の対応などについて研修を受講しておりますし、児童・生徒の発達段階や体力に考慮しながら、児童・生徒の健康管理に努めるとともに、児童・生徒がですね、自ら熱中症の事故を回避できる能力そういったものも育てるべきだと考えております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

熱中症につきましてですね、熱中症指数計というのがあるんですね。安いものは数千円からあります。数千円から数万円、安いものですね、是非つけていただきたいなと思っておりますということでございます。

それからですね、日本サッカー協会では熱中症の対策ガイドラインというのがございます、部活動、部活動やないサッカーですね、サッカー一部活動やありますが、では経口補水液の準備を考えておるということでございます。だから、学校でもですね、特に体育とか部活動そういった部分もちょっと用意してもらたらどうかと、こう考えております。安いものですね、わずかなもんです。さっきの熱中症指数計も実は安いんです。高いものもありますけどもちょっと考えていただいたらどうかと思っております。これは要望でございます。

次にですね、エアコンの設置でございます。普通教室のエアコン設置についてですね、暑い夏で特に年々暑くなっております。学習効果を高めるためにエアコン、普通教室ですね、普通教室へのエアコンの設置について検討していく気はないのでしょうか。実は尾鷲高校では10年以上前ですね、私が高校の教員の時にエアコンを設置しました。今、稼動してござい

す。これも喧々諤々で行いました、正直言いまして。喧々諤々でやりましたけども、少しやはり保護者の方もエアコンを設置して学習効果を上げようという声のほうが若干高くて入れることができました。ということで普通教室のエアコン設置について、検討していく気はないのかどうか、ちょっと考え質問ですけども、よろしいですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前もですね、これと同等のご質問いただきました。それ以前そういうご質問もいただきまして、私がある時に答弁させていただいたのは、やはりしっかりとした体をつくりたいなということで、7月から8月いっぱいまで夏休みがあります、本当に暑い時期はね。そしてその時も話させていただいた夏休みだから子どもたちがすべてエアコンのある部屋にいるかということ、やはり外へ出てですね、元気で遊んでやっています。もちろん熱中症対策で帽子をかぶったりいろいろやっていただきたい。私はそういった子どもたちをつくっていききたいという思いがあって、なかなか前向きな答弁はいたしておりませんでした。

しかし、そういう中ですね、ここで10年前からつけたというのは、ちょっとショックというか、いいのかなと、逆に私も思うんですが、暑さがですね、尋常ではなくなってきました。そういう意味で7月の夏休みに入るまでも暑い日が増えてまいりましたので、小学校低学年のですね、体力のない児童のところへ付けられないのかなということで、今検討しております、もし付けるようになれば議員のご賛同いただきたいなと思います。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1 番 岡村哲雄議員

今、町長のやや後ろ向きといいますか、エアコン設置に関しては、体力をつけたいと実は尾鷲高校でも喧々諤々のそういった意見もございました。実は五分五分でした戦いといいますかね、そういった意見もあると思います。たぶんここでも検討するとなっても、結構せめぎ合いになると思います。費用の問題もございますけども、1つの問題提起だとこの場では考えていただきたいと思っています。残り5分ですので、最後にもう1点だけ。

4点目の質問よろしいでしょうか。

家崎仁行議長

はい。

1番 岡村哲雄議員

4点目はですね、これも学校教育に関わることですけども、学校の防災に関することとございます。実は皆さんご存知でしょうけども、東日本大震災のですね、大川小学校で大きな被害がありました。その判例が先日出ました。その中でご存知だと思いますけども、学校のですね、管理について、ちょっと厳しい判例になりました。これ早速上告ですか、するようになったんですけども、私はあれちょっと厳し過ぎるなと私も感じております。学校の職員でしたもんで、ちょっと厳し過ぎると。専門家以上の知識をですね、校長が必要ななんかと、ここまではちょっときついんじゃないかなと思います。ただ、それをカバーするためにですね、地域との連携というのは非常に大事だと思っています。学校の生徒、もちろん学校の先生が守るのは本当なんですけども、学校だけでなく地域の方にも応援していただくと、これが大事やと思っています。それには日頃からの連携というのが必要でございます。

ということで、2点を聞きます。1つは学校に危険管理手引き、危険管理マニュアルですか災害の。等の整備はしているのか。それは学校ごとに違うのか、これが1点でございます、マニュアルですね。

2点目は地域と防災訓練などにおける連携をどうやっておるのかと、各地域ごとに違うと思いますけども、いい事例がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

家崎仁行議長

岡村議員、今の危機管理やないの。危機管理手引きじゃないんですか、これには。

1番 岡村哲雄議員

そうですね、危機管理手引きですわ。英語ではマニュアルですけども、手引きです。危機管理手引き等の整備についてです。以上です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校における危機管理手引きということなんですけども、大川小学校がですね、危機管理マニュアルの不備そういったものもあってですね、事前防災への不備ですね、対応が良くなかったんじゃないのという話になっております。そういうことで紀北町におきましてはですね、危機管理手引きにあたる安全指導計画というものをですね、実情にあった地域にあったものを作成しておりますので、それに基づいて訓練等をですね、行っております。

そしてまた、地域の皆さんとともに炊き出し訓練も含めてですね、地域、地域の実情にあったような訓練をしているのが事実でございます。

それと、大川小学校ですね、この東日本大震災につきましてはですね、私はやっぱりずっと近年こういったものがなかったと、地震・津波ですね、だからそういった中での防災という観点がですね、いかがだったか。我々の町でも最初にそういうものが例えば襲っていたら、なかなかやっぱりこういったケースも出てきたのではないかと考えております。そういう中で我々は大変失礼な言葉ではございますが東日本大震災があった、こういうものがあるよということがありますんで、各学校・地域それから住民の方、町民の方はですね、しっかりそのあったことが事実だということで対応しておりますので、そういった意味ではですね、教訓となり我々の命を救っていただけることではないかなと考えております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

もう1点聞きたいんですが、地域との防災訓練における合同訓練とか連携についてどうやってしておるのかということでございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。答弁不足でございます。それぞれいろいろと先ほど申し上げたように、地域、地域の特性もございますので、地域にあわせた特性を活かしてやっております。それから岡村議員もですね、前、相賀の区長さんをやってみえたので、なかなか一斉に全町的にできないという事情もご存知だと思いますんで、それぞれの地域でやっていただいておりますが、ちょっとこれ担当のほうから少しお話させていただきましょかね。学校のほうがええんかね、危機管理。

家崎仁行議長

宮本教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは各学校における地域の方々にご協力いただいて、防災訓練等の状況について簡単に説明させていただきます。各学校において地域の実情にあわせて、避難所運営ゲームでありますとか、地震の体験車、炊き出し訓練等を行っております。また、授業参観の時であり

ますとか、土曜授業の時に保護者の方々と一緒に避難訓練や炊き出し訓練を行っている学校もございます。また、県の防災担当者の方とかからも協力いただきまして、地域の方々と一緒に防災講演会を開いたり防災マップをつくったりということをやっております。以上でございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1 番 岡村哲雄議員

今、学校教育課長から回答がございました。特に地域との連携ですね、非常に大事です。これからもですね、是非進めていただきたいなど。私は先ほど言いましたように防災コーディネーターとか、三重のさきもりにもなっております。一緒に入らせていただきまして相談させていただきたいと思っております。今ちょっと危機管理課からお声がありましたけども、実はですね、私学校時代ですけども、高校時代ですけども、ちょっと県の対応にですね、ちょっとウツと思った時があるんです。それは何かと言いますと、今、言われました学校の防災に関しては教育関係の部署がやるんですね。一般の方は危機管理とか、危機管理分野がやるんです。このですね、連携が上手くとれてなかったような感じがする、県ですよ。ここはとれておると思いますが、そういった部分でですね、例えばこの危機管理課もおそらくなっていますか自主防災会の会長らと相談する時は危機管理課が対応しておると思いますが。学校関係になりますと学校の担当者は教育課がたぶんしとる。その時ですね、それぞれちょっと入っていただいてですね、自主防災会の時も学校教育の課長ぐらいがですね、入っていただいてそういった形をですね、ちょっと取り組んでいただきたいなどバラバラではですね、管轄が違うのはわかるんです、わかるんですけどもね、バラバラではちょっとまずい時がありますから、お互いを知ることは大事やと思えます。そこはですね、連携して特に県は難しいかわかりませんが、ここはもう距離でいうと10mぐらいしか離れていませんもんで、危機管理課と学校教育課はですね、直ぐとれますんでお互いに入り込んでですね、相手はどうやっておるのかということぐらいはやっていただければ大変ありがたいと思っております。これは単なる要望でございます。回答いただけましたら。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういうやつにつきまして、もちろん町の職員も学校のほうへ行ってですね、させていた

だいたり、昨年もですね、防災の補助金を予算化をお認めいただいて、防災学習事業補助金
こういうものを出していただいて、県とかですね、いろいろな方とやっています。そしてま
た横の連携ということですね、重点プロジェクトの中で各課が学校・防災、そういった中
に入って今やっている現状を把握しながら、そして必要とある時は課の職員は行ってお
りますし、ほとんどのやっぱり学校との連携も誰かが行っていると思うんです。

そして、基本的な部分の庁舎内の連携は重点プロジェクトの中で、この間も先だ
って5月も全体会議があって、私もオブザーバーで入らせていただいて、その中
で防災の教育というくくりの中で、ちょっとごめんなさいね、間違えると悪い
んで、安全・安心グループ会議というのがございまして、そこにはですね、そ
ういった皆さんが入っておりますんで、そして防災教育グループ会議というの
もありますんで、そこには学校、危機管理、それから、他の関係のない課も入
ってですね、意見を言い合いながらやっておりますので、そういった議員ご
指摘のようにいろいろな横の連携をとりながらですね、これは命を守るという
ことでございまして取り組んでいきたいとそうように思います。

家崎仁行議長

岡村議員、時間がきましたので質問をまとめてください。

1番 岡村哲雄議員

まとめですね、今4点それなりの回答いただきましてありがとうございます。特に基本
条例につきまして今年少なくとも委員会なり何か立ち上げるということを期待して
おります。よろしくお願ひしたいと申します。私も言う以上はですね、汗をかくつ
もりでございます。一緒に考えて一緒に前へ進めていきたいと申します。どうぞ
よろしく。ありがとうございました。これで質問を終わります。

家崎仁行議長

これで、岡村哲雄君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、10時35分まで休憩します。

(午前 10時 21分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

家崎仁行議長

次に、4番 谷節夫君の発言を許します。

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

議長の許可を得て、紀伊長島地区6カ所に大規模に盛土された土砂について、町長に質問いたします。

まず紀北町紀伊長島地区の6カ所に盛土されている建設発生土や改良土は止まることなく搬入されております。今議会で「自然と共生の町」宣言が可決され、町長は残土条例の制定に非常に意欲的に取り組む姿勢をお示しになりました。気象変動による大雨がいつ来るかわからない昨今、町民も非常に心配しておりますが、どのような対策をとっているのか、まずお聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

紀伊長島地区6カ所に大規模に盛土された土砂についてでございますが、各所の埋立地につきましても、現場に出向き現状を見ているとともに、状態の変状に早く気づけるよう環境管理課による現場パトロールを毎月1回実施し、残土処分場の監視記録として状態を記録しながら埋立地全体の状況把握に努めているところでございます。

災害時などにおきましても、現場にできるだけ早く駆けつけ現場の確認の結果、異常が見受けられた場合には、搬入業者に改善を要求しているところでございます。残土問題につきましても、県外からの持ち込みのほか県下の市町でも起きている問題でありまして、広域で取り組んでこそ最上の効果が生まれるものと考えております。

このことから三重県に対応する条例の制定を要望していくとともに、町におきましても崩落など危惧される土砂などに対応できる条例の検討途上でございまして、法と条例の整合

性が保たれかつ住民生活に弊害を起こさないよう、他の自治体の取り組みを参考にしながら条例の制定をめざしていきたい、そのように考えております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

まず最初に5月7日に紀北町の一自治区から要望が出ております。その案件にあたって、要望というのは多岐にわたって出ておりますが、特に町長としてどのように扱われているかお聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例につきましてはですね、大変重く受け止めまして、今までも検討にも言い続けてきたんですが、その条例が出た後も県のもので、尾鷲の建設事務所へも向かいまして、地域住民がですね、このような不安を持っていますよということをですね、建設事務所、農林事務所、それから尾鷲のもので、活性化局長にもお伝えをさせていただいております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

自治区から出ている要望については。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

10番 入江康仁議員

今、町長が条例が県に出ているとかいろいろ言った、要望じゃないんですわ。条例って言ったもので条例と全然異なる答弁じゃない。

家崎仁行議長

町長に訂正してもらいます。

尾上町長。

尾上壽一町長

要望と訂正させてください。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

一地区については町長もご存知でしょうけど、非常に外から見てもおそろしいほどの土が積み込まれております。今回のこの雨期に入ってますね、まだ今、状況は変わってはおりませんが、非常に危険とみなしておりますけれど、この1カ所については要望書も出ておりますので、町長はその対策をきちんとお返事されるものと思って理解させていただきます。

次にですね、国道42号の荷坂峠の入口の土砂の盛土についてですけど、最近、国交省紀勢国道事務所と立会いで町が境界線の杭打ちを行ったと思うんですが、その時にどの課とどの課が出たんでございましょうか。

そして、その時にですね、国土交通省は表面水の処理について、今のところ見たところでは排水路をつくるとも何ともそういう工事も行われておりませんし、当然、荷坂方面の坂が上で片上川の下が下りになっていて、大雨が降れば必ずその土砂がどンドンと下へ流れて、盛土されている土砂がですね、そのまま流出するんじゃないかと思っております。その点の話し合いはなかったか1つ。

それからですね、その立会いの時にはおそらく地権者も出たと思うんですけど、私は12月に質問しました、農業委員会が立ち会ってですね、農地の改良の許可を出しているわけですね。その表面積の面積はいったい元の面積とどれだけになっておるのか1つ。

それから、ネットで調べましたんですけど、実は北海道のですね、七飯町というところに農業委員会、農地改良等取扱要綱というのがありまして、あくまでも農業の改良で高さが1mと定めておるわけです。当町にはですね、そういう農業委員会にですね、そういう要綱があるかどうかそれが1つ。

その2点をひとつお聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

立会いはですね、町の職員も出ておりますが、私は現場にいなかったもんですから、担当課から答弁いたさせます。

家崎仁行議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

荷坂峠の土砂の箇所につきましての立会いにつきましての立会いですが、建設課の職

員と農林課の職員が現地で立会いをいたしました。そして、建設課の立会いの箇所といたしましては、赤道というんですか、里道がありましたので、その立会いの部分に関して建設課の職員が、その業者となんていうんですか、立会いをしたという結果でございます。

そして、国土交通省のほうの処理なんですけども、直接は私は立会いには参加していませんので、その場でそういう話が出たのかは定かではございませんが、国道部分の側溝の排水路ですね、その部分に土砂の堆積が見られたため、国土交通省のほうにその堆積土砂の処理をお願いしたことは事実でございます。以上です。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

議員先ほどのご指摘のご質問のですね、農地の面積に対してどれぐらい増減があったのかということでございますが、今回提出された土地改良承認申請書の中ではですね、合計1,924 m²の土地改良を行うということでの申請が出ております。こちらの土地改良につきましては、農地を農地として利用するということですので、面積に変更はございません。

それと農業委員会におきまして土地改良についての要綱等があるのかどうかということでございますが、基本的には農業委員会のほうで土地改良を判断するにあたってのですね、基準となるべきものについてはですね、農業委員会の中で一応農業委員会としてですね、判断をしていただいておりますということで、要綱というものは紀北町の農業委員会には現在、存在していません。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実はですね、今度、荷坂の埋立のところにですね、公道ではレッドゾーンと赤道があるわけですね。それが完全に埋められて、そして地権者がもう1軒あるわけですが、埋め立てた後にね。向こうの旧42号沿いの持ち主、それは私の情報ではその方は太陽光の業者に売ってですね、そこを太陽光にするということは区の会議でも報告されたということを知っております。そうすると私は元の職員のOBさんとかいろいろな方に聞くと、谷君、赤道とかそういうのはもうそんなことを言いかけたら紀北町全域にいっぱいあるというわけですね。じゃあ無法地帯なんですかと、赤道を埋めていいという、なぜ今回この議会でですね、新たに農業委員も選出されましたが、議決されましたが、私はやっぱりそうした町や国や県の財産を守る

というのが行政の大前提になっておりますけど、町長はその辺をどうお考えですか、お聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

赤道等はですね、いろいろなところで私の土地にも入っていたところがあった、払い下げとかですね、そういう申請はできるようになっておりますので、そういう流れではないかと思えます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それではこの土地の払い下げとか何とかをきちんとされていますか、お聞かせください。

家崎仁行議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

赤道等の払い下げの申請も出ていませんし、払い下げはしておりません。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

今、農林課長からもですね、要綱については紀北町にできてない。ますます農業・林業・漁業という第1次産業で私たちの町は成り立ってですね、やっている中で後継者もおらずになかなか農業なされる方が少なくなっておりますけど、しかし最近でもですね、当町でも農業に力を入れて町のほうも随分助成もしましてですね、盛んにやっている。そんな中でやっぱりこうした農地をですね、改良する時にはもっと的確にですね、農業委員ともよく相談しましてですね、やっぱり農地を有効に使える。私がこんなことを申し上げては皆さんがどう思われるか知りませんが、どんな時代が来るかもわからないんですね。

それで、今回の荷坂の埋立は特にですね、町長はご存知かどうか知りませんが、登るところのあの埋立の左側に溜池があるんですよ。よく農林課はご存知だろうと思うんですけど、その溜池から水を、今、埋め立てられる下に土管が通っているわけです。その土管をあ

その山積みされている土の下の農業の人たちが、あそこで水を取り入れているわけです。

ところが今現在、その土地は地主さんが太陽光をしております。それで赤羽に水害があってですね、土砂を捨てるどころがなくて行政と相談してですね、あそこへ2 mか3 mの高さで埋め立てて、実はもう全然片上川へ流れる水路がないわけですよね。それで、地元の人たちがその地主の持ち主やとか、地元の人たちが危惧しているのは、やはりものすごい大洪水になったら、その土がやっぱり片上川へ通じる川に流れ込むんじゃないかということを危惧しているんです。目視すればええこんな距離に土が流れるのかと思うんでしょうけど、その土の積んであるすぐ下に水路がないわけです。水路を1 mの高さで、1 mの幅でつくって荷坂の上のほうにある水路に流れるようにはしているんですけど、その水路も土が埋まってしまって、半分ぐらい埋まってしまって、流れだしたら完全にその水路へ水がいかずに、全部埋め立てた土地を流れて片上川へ押し寄せるというような状況になるんじゃないかと、みんな危惧しているわけです。

ですからこの積まれた土を取り除く、そうするという事はなかなか困難かもしれませんが、この間のテレビの中継でですね、愛知県の瀬戸市でやっぱり地権者が土の許可をしたら、思わだけ土が、皆さんも見た方もあろうかと思うんですけど、土を盛られた高さがですね、すごく高くてどうしようもなくなって、それで近隣住民から取り除いてくれという声があがってですね、地権者がそんなお金もないしということのテレビの放映をしております。本当にうかうかすると当町もですね、もし水害があったらそういうテレビのですね、餌食になるんじゃないかというぐらい今、危惧しているわけです。

ですから、それでその瀬戸市の職員はですね、どういうことを言っているかというたら、やっぱり条例に従っているわけです。条例がないからどうしようもない。そこで私が申し上げたいのは幾つかある中で最後にそれを町長にお願いするんですけど、一応、田山坂のところはそうした立会いもして、そして、その表面水の排水はどうするかということまではお話しはなかったんですか。

家崎仁行議長

もう一度最後の質問のとこだけちょっと。

4番 谷節夫議員

その表面水の水を処理するのに、やっぱりやると言うたん、ちょっと聞こえなかった。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

田山坂に変わっていたんですけど、荷坂のほうでよろしいか。

荷坂のほうを現状をですね、しっかりと見ながら、直ちに大雨ではなしに、日々ですね、日常の監視・監督というか、観察させていただいて、そういう恐れがある時には業者にはいろいろとお願い指導等もやっていかなければいけないのではないかと考えております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

そうすると国道の山のほうから見て左側の埋め立てたところには、大きな水路をつくって水の逃げ場をつくるという国土交通省の考えもなかったわけですか。

家崎仁行議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

その立会い時にはそういう水に対する処理を国土交通省がこうするとかいう案はなかったと思います。そやけど私、申し訳ないんですけど、先ほども言いましたように立会いの時に、私は参加してませんので、その赤道の立会いはこういうふうで立会いをしましたという報告は受けておるんですけど、国土交通省のほうで今後の対策というところを、排水の対策はこうするとか排水はこうするんだよという、まだ国土交通省からの話はもらってありません。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それでは質問が半端になりますけど、ともかく近隣住民の方はですね、やっぱり表面水の水が流れ込んでくれば一番危険であるから、それは町がですね、よく交渉してですね、そういう表面水の排水をどうするかということも、きっちりとこれから取りかかってもらうようによろしく願います。

それではですね、2番目に国道260号の道路沿いに埋められている盛土なんですけど、前回の質問でも申し上げたように、これは県の林地開発の許可を得て業者がやっているんですけど、町としての林地開発どおりに業者が行っているかどうか、これを確認しているんでしょうか、お聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国道260号につきましてはですね、議員おっしゃるように土捨て場の形成ということで、林地開発が出てきておりまして、三重県の許可を得ているところでございます。私のほうからは以上です。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

県のほうに提出された林地開発の申請に基づきですね、業者のほうが適正に対処しているかどうかというのは、県のほうで適時確認をしているところでございまして、町もですね、その県の確認に同行するなり、県からの報告を受けるなりをしているところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

その確認をした上で林地開発の申請したとおりにそれが行われて、土が埋め立てられているんですか。盛土されているんですか、それをお聞かせください。私が見たところではもちろん県の林地開発の許可であろうが、下の小名倉、名倉から1,000m先ですね、山へあるいはその川へですね、どんどんと土が流れているという状況が現実にあったわけですね。ですから林地開発のとおりきちんと開発を行ってから土を見るのであれば、私は問題ないと思いますけど、その辺の管理というか調査というか、町はどのようにしているんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと質問の趣旨がわかりにくいので答弁を間違えていたらごめんなさいなんですけど、林地開発で土捨て場の形成ということで、その許可に基づいてやっています、その過程の中でなにか不具合とか不適切なことがあれば注意していく、そういう姿勢で最終的に仕上がる形態はその林地開発等にかかれていたものだと思います。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

その林地開発の基本はネットで取るところというようなことが書いてあるんですけど、今、見るところでは道路とかあるいは小名倉からあがった鉄道の陸橋の下のほうですね。そこに擁壁も何もないんですよ。それを何もなしでもう3年も4年も、まだ今どんどん盛土されているのが、それでもいいんですか。それでいいと言えるんですか、その辺を私の質問がわからないと町長はいつも言うんですけど、それわからないですか。そういうきちんと決められたことを実行しないで土を捨てているところに、私は問題があると指摘しているんですよ。その辺をどうなんですか、町長としてそれはきちんと県に、これはされてないと林地開発どおりに許可を下ろしたとおりにされてないということじゃないんですか。されているんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

されてないということ自体がどうなのかという思いですね、現実には小名倉のほうに流れたのがございました。そういうものはですね、業者に直ぐただちに注意もさせていただいて、業者がそれに対する対応でございます。そしてその土砂がその業者の敷地外に影響を及ぼせば我々もいたしましても、もちろん県といたしましても、我々が言う前に県が指導されるものだと思っております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

私は町長はそう言われるけど、町の管理する水路に流れだしたから言っているんですよ。現実には起こっているわけですよ。それで県はだから今、土を止めているんですか。盛土するの止めて、その辺の調査はどうなんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから水路に流れた部分はですね、町から指導して撤去してもらいなり何かやっているんです。町の敷地とかそういうところへ入ったものはですね、敷地内で例えば高い低いいろ

いろいろあっても、それは業者、町なり県がどこまで指導できるのかという話ですね。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

小名倉ですね、土砂の流出が3月に見受けられたということで、県のほうが指導に入りまして、現地のほうの復旧等を行っていただいたというふうに伺っております。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それではね、そうした形で県と交渉しながら安全を図るということを町長が言ってもらったので、やっぱり常にですね、1カ月に1遍という調査でなくて、やはり随時なんか雨が降ったらどうなっている状況なんか、それでその搬入されているのかどうなのかということを、やっぱり随時見てですね、やっぱり住民の不安をなくすということが一番大事じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど1カ月に1回と申し上げたのは環境課の活動の一環でございます。それで建設課はですね、少し大きな雨が降ったり随時議員がおっしゃるように監視というか、その状況の確認に向かっております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

私は12月からこの残土に取り組んでやっている間に質問すればするほど難しくなってくるというのが、この残土の問題だと思うんです。町長も危険を察知しながらですね、危険であるとは認識していると思うんですけど、やっぱりこれを止めて、あるいは今積みまれている残土をどうするかということについては、大変な、なんていうか、取り決めというかできないんじゃないかと不安を持つぐらいに、今は至っております。

そしてまた、この建設残土それから改良土、これもいろんな形でネットでは説明されておりますけど、やっぱり漁業者の方も漁協の浮揚と、その土が流れ出したら、いいかわからな

い土がどんどん流れだしたら、この前の先月の時も申し上げたように、やっぱり比重が石より軽いですから、やっぱりこれがどんどん流れることによってですね、海の岩の穴とか石の穴に詰まって、エビとか貝とかね、沿岸のそうした最大の漁業の資金になるという、お金になるというものが潰されていくんかという、すごい漁師の方が不安いっぱいなんですよね。

それで私が調べたところでは、1箇所の荷坂峠のやすらぎ苑のところは別として、他の5カ所は海に約1km離れた距離ばかりなんです。それでどう考えても、やっぱり大雨が降って積み込まれた土砂が知らず知らずにどんどんどん海へ流れ出してですね、やっぱりそうした比重の軽い土がですね、どんどんと岩穴へ詰まってこれから漁業に多大な被害をもたらすんじゃないかということが、本当に漁民の人が心配しているわけです。

そこで質問いたしますが町長に、町長は今も前者議員が環境条例をつくりながら、やっぱりこの積まれる建設発生土をどうするかという大きな問題があるわけですね。それで私たち議員も勉強会を開いてその条例をつくろうやないかと立ち上がりかけをしているんですけど、私は今回4回にわたって行政報告を聞き、5月8日から始まった行政報告会を聞きに行きました。その中でもやっぱりどこの会場でもですね、この建設発生土、改良土の問題が町長に対して質問されております。それで町長、前者議員も申し上げたように、やっぱり条例をつくるということが、私が第一に重要じゃないかと思っているんです。

それで、町は多くのスタッフを抱えて、有能なスタッフを抱えて、その前の宣言の時にも説明があったように、いろんな条例集を取り寄せてですね、机の上において今進めているところだと言っておりますが、一体町長この積まれた土はなかなか止まりません。積もうとする業者のあれが、これ止むことがないと思うんです。早くつくらないと本当にどうしようもないことになるんです。町長一体いつまでその条例を立ち上げてですね、私たちの町を守るおつもりでございますか。もちろん私はその条例には町長がいつも言われる整合性とか、あるいは産業や工業の妨げになる、そのネットを被せると、条例を被せるとなるんやないかということも、それはよくわかっております。その辺を踏まえて町長、明確にいつ頃までに立ち上げる予定があるが、これをきっちりとお聞かせください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例についてはですね、今、議員が心配しているようなことを、我々も同じように心配しておりますので、そういったことではですね、今、度々お話をさせていただいていますが、

効力があるとか法との矛盾がないとか、そういったものをですね、弁護士に相談しながらやっておりますが、大変難しい問題であるということが、今、議員が奇しくもおっしゃったんですけども、勉強すればするほどですね、大変難しいことがあります。

そういう中で1つだけ憲法及び地方自治法の表記を読まさせていただきます。我々が苦慮している部分を書いてあります。憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。条例制定はあるということでございます。制定権があるということでございます。

それから、地方自治法第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。それとですね、ちょっと関連なんでもう1つ、地方自治法第2条第2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。こういったですね、憲法並びに法律がございます。ですから我々がこういったものとの整合性を考えながらやっているわけです。

それから、今までも谷議員からもいろいろとご質問いただきました行政の権限という問題でございます。法の下に我々の行政、紀北町としての行政の権限があるのも事実ですが、この権限におきましてもですね、公法上、国家又は公共団体が法令の規定に基づいてその所見を行える範囲となっております。そういうことからですね、一定の権限というのは法に基づいた権限でございますので、なかなかその法律の範囲内で行っている業に対して町がですね、その権限というものを駆使することができない状態があるのもちょっとご理解いただいて、その中で我々は苦しんでいかにこの残土の危険とかですね、そういう景観そういったものに対して対応していこうかとしているかということも述べさせていただきたいと思います。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

今、憲法あるいは条例、法律とかいろいろ出てきましたけど、当然これは私たちもやっぱり守らなければいけないと思っているわけなんですけど、やっぱりしかしその憲法とか法律とか、それはありますけど、やっぱり危険であるということはこれは見ただけで、町長わかっていると思うんですね。それを町長が第2次総合計画でも示して、あるいはいつもこの4会場のですね、行政報告の中でも最初に語ることは、やっぱり地域の生命・財産を守る、それから防災に力を入れると。

私は今回はじめて1つの区からですね、なんか新聞の報道ではですね、全員、2名だけが入院していて後の残りの人たちが、みんなこの盛土に危険を感じていると、懸念を感じていると。これは災害の災害に対する危険の問題だと。本当にこれ町長、力を入れて1日も早いですね、やっぱり条例の制定に力を尽くしていただきたい。これを願ひまして私の質問いたします。以上です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の思いはですね、十分届けていただきました。我々自体もですね、こういった状況ですね、そのまま放置しているということではなしに、その危険性をですね、十分こういう定期のパトロールとかですね、そういったもので見ましてですね、地域の住民の皆さん、それから町民の皆さんの思いは十分わかっておりますので、先ほども申し上げましたような整合性をですね、取りつつ、どういった条例ができるのかと今、苦慮しているところでございますので、我々といたしましては町民の皆様の安全・安心を守るのが、私どもの仕事だと思っておりますので、我々としても紀北町行政の中で一生懸命考えていきたいと、そのように思います。

家崎仁行議長

これで、谷節夫君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩とします。11時25分まで休憩とします。

(午前 11時 10分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

家崎仁行議長

次に、12番 玉津充君の発言を許します。

玉津充君。

12番 玉津充議員

12番 玉津充。平成30年6月議会の一般質問を行います。

今回は林道の管理と夏期における銚子川の環境対策についての2項目を質問します。

1項目ずつ質問しますので、よろしくお願ひします。

まず林道の管理についてですが、集落周辺の里山の林道で歩行も困難なほど荒廃しているところがあるので、管理の実態を調べてみました。農林水産課と森林組合おわせの資料を基に、直近5カ年を私がまとめたのが別紙の資料であります。参考にご覧ください。

当町の林道は町管理と森林組合管理の林道があり管理方法が異なっています。結果から申し上げますと紀伊長島地区のほとんどが直接町が海山地区のほとんどが森林組合が管理することになっております。紀伊長島地区では40路線中36路線、約90%が。総延長61km中95%が町の管理であります。一方海山地区では66路線中56路線、約85%が。総延長約115km中75%が森林組合管理となっております。

町管理は町予算が100%、森林組合管理は町補助金50%で、残り50%が森林組合で受益者負担となっております。直近5カ年の地区別の予算額は町単独ではほぼ同額であります。海山地区では受益者が半額を負担しております。また、総執行額では紀伊長島地区が1億3,924万円に対し、海山地区は2,860万円で、1億1,064万円の差が生じております。

そこで町長にお伺ひします。1つ、なぜ管理方法が異なっているのか。2つ、なぜ両地区の予算執行額が大幅に異なっているのか。3つ、なぜ両地区の路線数、総延長が大幅に異なっているのか。4つ、この管理方法で維持管理が支障なく公平に進めることができるのか。5つ、改善は考えておられるのか。以上、5点についてお答えください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問にお答えをさせていただきます。森林道の管理についてでございますが、海山地区と紀伊長島地区では合併前の林道等の整備にあたりまして、事業の事業主体、実施主体が海山地区ではその多くを森林組合が整備し、紀伊長島地区では旧紀伊長島町が整備を行ってきたところでございます。

なぜ管理方法が異なっているのかとのご質問でございますが、事業の実施主体が維持管理を行っていくとの従来からの考えに基づくものでございます。なお、森林組合の維持管理に対する修繕等の費用につきましては、これまで50%の補助をさせていただいております。

続きまして、なぜ両地区で予算執行額が大幅に異なるのかとのご質問でございますが、紀伊長島地区におきましては老朽化した江竜橋の架け替えのための林道改良事業及び激甚災害となった林道林ノ谷線と林道三戸西谷線の災害復旧事業によりまして、予算執行額が大きく膨らんでいるところでございます。一方、海山地区におきましては、災害復旧事業については、この5年間に激甚災害のような大きな災害は発生していないため予算執行額に差が出ております。

続きまして、なぜ路線数、総延長が地区別に大幅に異なるのですか、違うのかということでございますが、森林組合の合併前におきましては、海山地区では将来のコスト面や生産性を踏まえまして、路網整備の重要性に対する認識が高く、また整備にあたって町が林道開設を実施するよりルートを選定や分担金の交渉などで山林所有者の意向を踏まえた対応がとりやすく、スムーズな事業進捗が図れたことなども大きく影響しているのではないかと考えられております。紀伊長島地区に比べ海山地区の林道の路線数、総延長ともに大きな差となったと考えております。

続きまして、この管理方法で維持管理が支障なく公平に進められるのかでございますが、林道開設の実施主体が維持管理を行うとすることから考えれば、ただちに公平性に欠けるとは言えないと考えますが、森林組合の経営も厳しくなりつつあるとのことで、平成29年度からは一部受益者負担を求めざるを得ない状況にあるとお聞きいたしております。そのための改善はとのご質問でございますが、森林組合の経営状況も踏まえた上で、災害の程度や修繕の規模なども考慮しつつ森林組合とは十分なお話をしながら対応について検討してまいりたいとそうように考えております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

5つの質問についてお答えいただいたんですが、まず管理費の公平性という面においてなんですが、全額町負担の紀伊長島地区と2分1負担の海山地区ではほぼ同額、町の単独の予算としては同額だったんですが、海山地区においては2分の1の受益者負担があるという意味で不公平ではないかなというふうに思いました。

それから、公平性を担保するならば両地区の町管理林道の路線数、総延長を同程度にすべきかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうかお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここがですね、先ほど申し上げた実施主体による維持管理ということで、これは町の他の施策もみんな一緒なんで、そういう感じではございますが、基本的に不公平というよりも、やはり森林組合さんの維持管理・補修費が大変だろうと感じてはおります。

それから、林道移管の話だと思うんですが、同規模にしろというのは、やっぱりだから町の町道・町有林道というのはですね、やっぱり今までの目的や林道開設の経緯等もございすんで、なかなか距離だけで同等程度にはしにくいなというような感じも覚えております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

やはりですね、森林組合の負担が50%、なかなか森林組合のほうも大変だと言われています。どうしても受益者負担に頼らざるを得ないということになると、林道を補修とかですね、そういうものを行っていく上でどうしても遅れが生じたりですね、尻込みをしてしまうというようなことがあって進まないんじゃないかというふうなこともございますので、なるべくですね、その辺がスムーズになるように改善していただきたいというのが1つであります。

それから、2つ目ですが、森林組合の話によりますと5年ほど前まではですね、町移管について両者での話し合いの場が持たれておったというふうに聞いております。ところが最近では行われていないと言っておりますので、継続して行ってもらったらどうかなと思うんですが、1点それはいかがでしょうか。

それから、もう1つなんですけど林道をですね、津波避難路として使用する。もしくは津波避難路と直結する林道、それから、町民がトレッキングコースやパラグライダーの基地なんかとして利用している林道、そして、世界遺産熊野古道のですね、バッファゾーンにある林道については早急に改善を望みたいと思うんですが、これはどうしても町管理の林道に切り替えていかなければ管理できないと思うんですが、その2点について町長の考えをお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補修に関してはですね、やっぱり森林組合の林道はですね、やっぱり今議員がおっしゃったとおりだと思います。やはり予算等のことですね、補修したくてもできないというような状況のある林道もあると思っております。

それから、林業以外に使われる林道ということなんですが、これがですね、どこまで林道としての補修対象になるかというのもございます。今、議員おっしゃるようにそういった部分だけを町有林道にすればと、確かにそういう考えもあろうかと思いますが、1つだけちょっといわせてください。関係ないですが、本当に良いところに光をあてた質問をしていただいたなと思っております。このことはですね、私自身も家内の親が林業関係の仕事だったので、林業にはですね、大変関心を持っております。そういった意味ではこの質問をきっかけにですね、我々としても本当にああそうかと思ひ浮かぶところがたくさん出てまいりましたので、後からの質問にゆっくり答えさせていただきます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

町長も理解してもらえたと思います。私はですね、少なくとも津波避難路と直結するような林道、そしてまた、先ほど言いましたように町民が利用するような公林道、それから、世界遺産熊野古道にお客さんが来てですね、目につくような林道、そういうところはですね、やはりいつも常に人が通れるような状態にしてかないといけないんじゃないかなと思うんで、その辺はですね、重ねて町長のほうにですね、もしそれが森林組合の管理する林道であるならば町管理にさせていただいてですね、そういう受益者負担を求めますと林業施業をする機会がないと林道に手が入らないという状態になっておりますので、是非改善をお願いしたいと思います。もう一度お願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにですね、ちょっと場所が町管理なんか森林組合管理なんかわからないんですが、その林道に関しましてですね、おそらく林道だと思うんですけど、津波避難場

所を舗装させていただいた、津波避難場所となっているところを舗装させていただいたという経緯がございます。ただ、それが森林組合なのか町のかちょっと私は把握してないんですが、そういう観点からするとやっぱり必要性があればやっていくべきだと思いますし、バッファゾーンでもですね、熊野古道のコアゾーンと交差しているような部分の林道、あそこでも景観が悪ければやはりそれは森林組合に委ねるばかりじゃなしにですね、町でやるべき事業だと判断した場合は、やっぱり町でやっていくのが本旨かなと私は思っております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

その辺ですね、森林組合の皆さんも以前はその辺のことを両者でですね、話し合う場を持っておったということなんで是非ですね、そういう場を継続して町長が言われた方向でですね、進めていただきたいと思います。

それでは、この件はこれで終わります。

次に、夏場における銚子川の環境対策についてであります。今定例会の初日に豊かな自然を尊び自然と調和のとれた生活の子々孫々に継承するため町・住民・事業者が一体となって自然環境を守る、「自然と共生の町」宣言が可決されました。私たちの身近なところで夏場における銚子川の環境問題があります。盆休みをピークに川遊びやバーベキューの目的の来訪者があふれ路上駐車で命に関わる緊急車両の妨げや林道施業にも影響が出ており、ごみ放置や屋外糞尿など地域住民も生活環境の悪化に苦慮しております。今シーズンも目前となりました。早急な対応に迫られております。交流空間みやまのメンバーが対策について話し合いを進めまして、自分たちで直ぐやれることは実施に向けてアクションをとっておりますが、町行政の支援が求められております。

そこで以下の3点についてお伺いします。

1つ目、来訪者の数などについて町はどのように把握しておられますか。2つ目、ごみ・トイレ・路上駐車等の対策の現状と今シーズンの対策について。3つ目、今年の秋にNHKスペシャルという番組で銚子川が放映されると聞いています。銚子川のさらなるPRによってさらに環境への悪影響を地域住民は心配しています。町長はこの番組の内容を把握しておられますか。また、放映の影響をどう予測しておりますかお答えをお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

夏期における銚子川の環境対策、はい、これも苦慮している問題の1つでございます。議会です、定例会で今回初日に「自然と共生の町」宣言について議案を上程させていただいたところ、議員の皆様方にはご可決を賜わり誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。その際に、提案説明におきましても述べさせていただきましたが、町・住民・事業者が一体となって自然環境問題に取り組みまして、今後町の事業を進めるにあたっては「自然と共生の町」宣言を基本としていくことをお話させていただきました。

また、ここ数年銚子川におきましては夏期、特にお盆休みを中心に多くの方々を訪れておりまして、その結果、路上駐車、放置ごみ等の大きな問題が生じまして、特に地域住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしているところでございます。

議員ご指摘の来訪者について町はどのように把握しているのかについてでございますが、2年前、平成28年のお盆を中心として5日間、銚子川来訪者の駐車台数及びアンケート調査をいたしております。内容でございますが、平成28年8月11日から15日までの5日間、魚飛溪など銚子川の4地点で台数調査を実施いたしましたところ3,010台の車を、特に日曜日と重なった8月14日は970台の車を確認しております。

ごみ、トイレ、路上駐車等の対策の現状とこの夏の対応はどうかについてでございますが、ごみにつきましては平成26年から夏期限定ごみ箱を設置しておりまして、今年は1週間前倒し、7月14日から9月25日までの期間、魚飛の吊橋付近、木津の橋の付近、平尾の付近、便ノ山橋の4カ所に設置をいたしまして、基本的には1日1回、土日やお盆の時には2回収集することを予定いたしております。

では次にトイレでございますが、現在木津、横山橋付近のくつろぎ庵、種まき権兵衛の里、海山グラウンドのトイレが、この3つが常時ご利用できることとなっております。その他、夏期の仮設トイレを設置しておりまして、今年は昨年に引き続きまして来訪者が集中する魚飛橋付近、木津橋付近、便ノ山橋付近の3カ所へ設置する予定でございます。

また路上駐車についてでございますがお盆を中心に県道南浦海山線では数多くの車が駐車していることを認識しております。抜本的な解決に向けまして、本年度の4月、5月にかけて建設課、企画課を中心に三重県尾鷲建設事務所、尾鷲警察署へ出向いて協議を重ねているところでございます。

続きまして、今年の秋にNHKの報道スペシャルで銚子川が放映されるということについてでございますが、この秋、NHK報道スペシャルにおきまして銚子川を題材とした番組が

放送される予定でございます。内容につきましては奇跡の清流銚子川を基本として、川に住む生き物、生態系、山・川・海のつながりを通じた自然の荘厳さ、すばらしさを撮影したドキュメンタリー番組とお聞きしております。仮称はですね、「奇跡の清流銚子川、見えないものが見える川」と伺っておりますが、まだ決定ではないと伺っております。

それからですね、この撮影につきましては4Kを駆使して撮影していただいているとお聞きいたしております。以上です。

家崎仁行議長

答弁漏れですか。

12番 玉津充議員

放映の影響。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

影響はですね、昨年29年もですね、28年とは比べものにならない車の状態でございます。ですからこの報道スペシャル、四国のほうの川もですね、この報道スペシャルをもって火がついたような川もあるとお聞きしておりますので、よほど性根を据えてというんですか、しっかりした対策をとらないとだめなんではないかと思えます。

それで、30年度は29年度ぐらいと同じかなという思いもあるんですが、31年度これはよほどしっかりした対策が必要だと考えております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

それではですね、今シーズンの対策ということでちょっと話し合いをしていきたいと思うんですが、まずは路上駐車の問題です。先ほど町長がですね、建設事務所とか尾鷲警察署ですか、協議をしておるとい話なんですが、その中身ですね、どういうふうな協議をしておられるのか、その辺をもう少し具体的に答弁お願いできませんか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当が協議をしておりますので担当から答弁させます。

家崎仁行議長

企画課長。

宮原俊也企画課長

お答えさせていただきます。

銚子川の課題につきましてはごみ・し尿等ございますが、路上駐車によってですね、緊急車両が通行できないということがございまして、これを喫緊の課題といたしまして、まず対策を考えていこうということで取り組んでおります。

その内容でございますが、まず道路管理者の尾鷲建設事務所、それから尾鷲警察署のほうに出向きまして、一番駐車が多いですね、盆の前後の5日から1週間程度ということで通行規制ができないかということ相談をさせていただいております。

通行規制につきましては道路管理者が行う通行規制と、それから警察署長が行う通行規制があるということで、その2つでもってこの魚飛のですね、地域を対象地域としまして、それが実施できないかということ相談させていただいております。以上でございます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

その通行規制の問題、これが今シーズンに間に合えばいいですけど、その見通しはいかがですか。

家崎仁行議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

今の協議の進行具合でございますけども、尾鷲建設事務所のほうからはですね、道路管理者ができる通行規制としては道路の棄損ですとか決壊ですとか、そういうふうな物理的に道路がですね、危険な状況にある場合はできるんですけども、路上駐車によって通行が妨げられるということでの通行規制というのは難しいというような回答をいただいております、それから警察のほうからはですね、やはり通行規制をするにあたっては、その時に訪れるであろう車のですね、回避をする手段、Uターン場所であるとか、その車を誘導する駐車場とかというものの確保が必要であるということでございまして、その駐車場の確保とかUターン場所の確保というようなことを、今現在、調査している段階でございまして、なかなか今年度にそれを間に合わすというのは難しいというような状況でございます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

私たちもグループの中でいろいろ考えて、町の職員もその中に入ってですね、一緒に討議しとる内容でまず駐車場の増設、停められるであろうですね、町有地とか私有地それをリストアップして増設できないかということが1つ。それと県道・町道ですね、いわゆる両側に駐車されるともう身動きがとれなくなるんで、せめて片側がですね、駐車禁止みたいな状態にならんのかどうか。それは先ほど言われた通行規制の協議の中に入るのかどうかですね、その辺が。

それから、今ですね、パトロール車が回っています。県の建設事務所、それから尾鷲警察署ですね、パトカー。パトカーはですね、キャンプ inn 海山のあたりまで毎日1回こう回ってきておるようです。

それから、建設事務所のほうは頻度はわかりませんが道路施設ですね、視察にパトロールしております。その辺にですね、是非お願いして緊急車両が通れんような状態になっておるのをですね、指摘の呼びかけとか、そしてパトロールなんかもせめてもう少し上流まで入っていただくとパトカーを見ただけでですね、悪いマナーというようなことはですね、是正されるんじゃないかと思うんで、その辺のこともですね、是非付け加えてやってほしいというふうに思っておるわけです。

それから、もう1つですね、話題にあがっておるのは盆休み期間だけでもですね、監視のガードマンを付けられないだろうかと、魚飛・木津あたりにですね、それでも車はこれ以上入れないですよとか、この駐車場に移動してくださいねとかいうような案内ができないだろうかなというふうなことも話し合われております。

その駐車場の増設の問題、それから、片側駐禁を設けるという問題、それから、パトロール車で呼びかけをお願いするという、それから、ガードマンの設置と、その4点についてちょっとお考えをお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃることね、駐車場、パトロール、それから警察、パトカー、盆の間だけでも警備員というお話なんです、実はそういったものも踏まえて警察や道路管理者としていま

すが、どうも私の感覚なんですけど今の協議の中では結構難しいのかなど。それでですね、実は当初予算で予算化させていただいて警備員の配置を考えております。それで例えば今、規制という言葉の観点の中で、今、お話をさせていただいているんですが、取り急ぎ今回は警備員を置くことによって、ここ駐車すいませんがごめんなさいねとか、魚飛がちょっといっぱいなんで、これから奥はいっぱいなんですけど、そういう規制ではなしにですね、そういうことはできないかということで、一応当初予算で少し入れさせていただいております。

しかしながらですね、先ほど申し上げた議員がおっしゃったように来年になったらこの程度のことでは無理だと。例えば今年度2人か3人警備員を置くにしても、来年それでいいのと、じゃあその金はどこから出るの、そういうお話も今年度ですね、ちょっとこの夏には間に合いませんが来年に向けてやっていきたいなと思っております。

家崎仁行議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

お答えさせていただきます。まず駐車場の増設につきましてでございますが、私ども町としましてもですね、町有地それから私有地を含めましてリストアップをしております。私有地につきましては所有者の方との接触というのを図らせていただいております。

それから、道路の路肩の駐車禁止ですが、まったく同じように考えておまして今もですね、余裕のある部分については片側だけということでバリケードをしているんですけども、そのしてあるバリケードを本当にガードレールまで路肩まで寄せて駐車されるというのが現状でございます、この辺りの対策についてもですね、それじゃ寄せられないものをすればいいのではないかという話もあったんですけども、そうしてしまいますと結局は片側だけ停まっている状況で、その緊急車両が通行できない状況にもなってしまいますので、やはり救急車両が入る時にはそれを寄けて通れるというスペースを確保しなければいけないという観点から、固定のものを設置するというのも少し難しいというところがあります。

そこにつきましては、警察あるいは建設事務所と一緒にですね、その辺りの対策も併せて考えていきたいと思っております。

それから、県のパトロール車あるいはパトカーの巡回でございますが、県のほうのパトロール車についてはお聞きしましたところ道路の現状を確認するために走らせているというところでございます、警察のパトカーの巡回につきましてもですね、併せてそちらの上流のほうまで行っていただいて、そういう違法駐車、違法ではありませんけども路上駐車につい

ての対策までやっていただけないかということをお願いをしております。以上でございます。

家崎仁行議長

1時まで休憩といたします。

(午前 11時 59分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

12番 玉津充君。

12番 玉津充議員

今シーズンの対策案について議論させていただきました。次にですね、来シーズン以降の対策案について討議したいと思います。

まずトイレの問題なんですが、トイレは常設トイレを増設したほうがいいんじゃないかと思います。先ほどですね、町長の話で常設のトイレと仮設のトイレのお話があったんですが、観光協会が仮設トイレに40万円の予算を付けて実施しておるわけですが、それならばですね、常設トイレ、私の案としまして栃山林道の入口にですね、町の林業施設があります。その中にはトイレもあるんです。従って、そのトイレをですね、改修して常設トイレとして開放すればですね、あの場所に仮設トイレ2台、20万円のですね、予算は必要なくなるんじゃないかというふうに思いますので、是非、検討していただきたいと思います。

そして、この河川ですね、糞尿の問題は下流に海山地区の水道水源もあることからですね、汚してはいけないというふうに思いますので、是非、実施していただきたいと思っております、これが1つ。

それから、路上駐車の問題なんですが、乗り入れの規制とかですね、いろいろ検討しておるわけですが、これはシャトルバス化とかですね、そういうことも考えていく必要があるん

じゃないかと思っております。それについてもどう考えられるか。それからあと経済的な問題なんです、やはりごみがですね、非常に多くってこれがみんな紀北町の焼却施設に持ち込まれるということでそのごみ費用がですね、税金で賄われておると。

それなのにそれに対するですね、いくら来訪者が来ても実入りがいい状態なんで、是非ですね、経済効果の確認とですね、ごみ処理費用ぐらいのですね、回収ができるような例えば料金を取ってでもですね、駐車料金だとかシャトルバスの料金を取ってでもですね、やられたらどうかと思うんですが、このトイレの問題、それから路上駐車のほうのシャトルバスの案、それから経済効果、この3つについてお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、3つご提案いただきました。宣言の初日の日の時にですね、答弁の中でも少しお話をさせていただいたんですが、今、銚子川の魅力アップグループということで、グループ会議で銚子川のことを今まで検討してきました。しかし環境宣言も踏まえてですね、この5月に入って名称変更から始まりました。銚子川環境保全魅力アップグループと名前を変えましてですね、私もはじめ副町長が座長なんですが、集まらせていただいて今、議員おっしゃったようなこともですね、踏まえて検討課題の中に10以上の検討課題を出させていだきまして、その中には議員がおっしゃったようにトイレが常設3、それから仮設3、これでもいいのかという話とかですね、シャトルバスの話、それから例えばですよ、例えば環境保全協力金のようなものを取れないかとか、今、トイレ・ごみ、そういったもの全て、今年度警備員の話もしましたが、そういったものを全部持ち出して、もちろん地域における経済波及はですね、相当大的なものが出ているのも事実でございますので、そういったものを加味してもですね、やはり訪れる人にそういった観点を持っていただけないのかなと思っておりますし、特に魚飛溪の道路が狭いもんですから、今、シャトルバス化できないのかというお話も検討中ですが、今回の今シーズンはですね、ちょっと難しいということで、先ほども申し上げたように、道路管理者、それから警察のほうもですね、なかなかいいお返事をいただいているような状態ではございませんので、来年度9月、12月も含めてですね、補正予算で出してもできるものがあれば当初では少し遅いものもございまして、そういうこともやっいていこうじゃないかということで、抜本的な考え方を今までの延長じゃなしに、もう一度一から考え直そうじゃないかという会議を、この5月先だっさせていただいたところでご

ございます。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

是非その方向で進めていっていただきたいと思います。先ほどの町長の答弁で1つ質問させていただきます。町長は経済効果が出ている事実があるとおっしゃいました。具体的にはどのようにお考えですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず近くのですね飲食店、バーベキュー等は夕方が多いんですが、お昼とかですね、その他で飲食店のこれ聞き取りもさせていただきました。増えておりますし、まずちょっと社会的には違うんですが、スーパーですね、夏場はですね、そういった時期になると町外の車で地元の人が停められないぐらいのお客様がいらっしゃっています。そういったことを考えると昨日、前回飲食店やスーパーを聞き取らせていただいた、もちろんガソリンスタンドもそういうお客さんが増えたというお話も聞いておりますが、ただどこからみえたか、何の目的で寄っていただいたかということとはわからないということなんです、国道のガソリンスタンドですからおそらく遠くへ行った方は高速を通過していると思うんで、そういう効果もあるのではないかと聞いております。

これはですね、我々もそういった飲食店につなげることができないのかと、その中でこれも当初にお話させていただきましたね、銚子川のホームページをつくりたいなと思っております。そこからいろいろなリンクをはれないか。こちらへお越しの方は銚子川のことをまずおそらくネットで調べるのではないかと考えておりますので、それでこちらから規制的なものをする、こちらへ来てから規制がわかるというのが大変不親切だと思いますので、我々としてはそういったものを調べていただいて、銚子川というのはこういう環境にもいろいろ配慮した川なんですと、それを認識した上でお越しいただく。

つまり言葉は悪いんですけども、質のいいお客様にたくさん訪れていただいて、たくさん経済効果に結びつけてほしいなという思いでですね、それが先ほど申し上げたような9月、12月の補正予算の1つでもあります。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

経済効果はとらまえにくいんですが、確かに飲食、それから町長が言われるスーパー、相当な売上有るだろうということが予測されます。それから、この効果は尾鷲市にも随分波及していると思います。特に風呂ですね、風呂、スーパー、その辺りがよく利用されておるようです。

それでは次にですね、NHKスペシャルの話があるんですが、この放映等でですね、PRされます銚子川の未来ということでちょっと質問したいと思います。過去にですね、BS朝日のボクらの地球、NHKの金とくの放映によりまして来訪者が急増しております。今年は全国放送のNHKスペシャルの放映やプロカメラマンによる写真集が発行されることになっております。ますます有名になる銚子川の将来をどうするのか。先ほど言いました環境面や経済効果、それから幅広い視野でのですね、対応が必要になろうかと思えます。これは観光と環境問題、経済問題ということで、後から後者議員もですね、この辺の質問があるだろうと思うんですが、私はまずNHKスペシャルについてですね、町長は冒頭の質問で大まかなことは述べられたんですか、私の耳に入ってきておるのはなんか銚子川で新しい生物が見つかって、そういうことも話題にあがっておるようです。その辺のことは町長知っておられたらもう少し話せる範囲でお願いしたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員いろいろおっしゃっていただいて、これから写真集の問題ですとかそういうのがあります。そして、まず銚子川の知名度が上がるのと同時にですね、高速道路ができてお客様の流れも変わってきました。北勢中部があったのが今関西のほうもですね、大変多くの車のナンバーを見ると来ておりますし、その調査においてもですね、その方向で見られております。それで銚子川の今、新生物のお話ですね。これは発見されたのは事実でございます。

そして、6月29日に、29日で間違いなかったな。29日にこの紀北町の庁舎においてですね、大学の先生、内山りゅう先生らがお見えになって公式発表させていただきます。内容についてはその時までちょっとご勘弁いただきたいですけど、そういった意味でいろいろとこれからますます、そういう意味ではですね、今、庁舎それからゆうゆう空間みやまですか、そういったいろいろな団体のみならず、今回、産学官の推進プロジェクトでこれは三重大と

町の若手職員とそれから民間のいろいろな磨かれた方々とですね、地域共創塾というのを今年1年させていただきます。そこで学者の皆さんやそういったビジネス関係に秀でた方、それから紀北町の若手職員がですね、議論してこれを銚子川の題名が銚子川の保全と活用という題名なんですけども、そこに特化した産学官の共創塾をつくらせていただいて、三重大の副学長がリーダーになっていただくんですかね、ですね。松田副学長さんにリーダーになっていただいてやるようになっていきますんで、今、議員からご提案いただいたのはそういう場でも議論させていただきます。

そしてもちろん今まで銚子川的环境保全をしていただいたグループの方たちの意見も聞いてですね、どんどん来年度にはこうやりました、こういうことをやりますということを言えるような会議にしていきたいなと思っております。本当に新種の生物もですね、ありがたいようなちょっと怖いような部分もありますが、それだけ水がきれいなんです。伏流水の中に住む生物らしいんですが、ありがたい話。だから我々は写真集も出し、この環境を未来へとつないでいかなければいけないと思っております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

最後になりますけど、今、町長がおっしゃられたようにますます有名になる銚子川です。従って今まで今シーズンのこととか来シーズンのこととか、今やっておることとかいろいろと議論してきたんですけど、紀北町として将来ですね、銚子川をどういうふうに位置づけるのか。そのビジョンが私は必要じゃないかと思うんです。いわゆるこういうふうにするんだという目標ですね、それを立ててそれじゃあ中長期的にですね、どうしていったらいいのか、その辺のですね、施策を是非とって行ってですね、将来銚子川の未来、いわゆる子々孫々に残せる川を保つという意味でですね、是非そういうふうな構想を立てて施策を進めていってもらいたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずそのためのですね、環境宣言、「自然と共生の町」、これをしっかりと町民、訪れる人も含めてですね、知っていただいて、それから今いうとる本当にビジョンが必要かなと思います。そして、まず基本的には今あるこういう大事な自然環境をですね、後世までつないで

いくという、紡いでいくというのかな、ことが大事だと思っております。そういう意味では議員、ど真ん中の質問だと思いますんで、我々といたしましてはですね、そういったビジョンも含めて考えながら、これはもちろん銚子川だけじゃなしに、全体に「自然と共生の町」がかかりますんで、それからいろいろなところに適用できるものは適用していくという考え方でいくのが正当な道筋ではないかと思っておりますんで、是非ともですね、特に議員は銚子川の流域に住んでみえますし、いろいろな活動もしていただいておりますんで、ご意見をいただきながらちょっと思い切ったことも無理かもわからないけど議論すると、そういう姿勢でいきたいなと思っております。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

町長のその前の質疑でですね、なんか交流空間みやまのことをちょっと間違えて言ったように思いますんで、そのちょっと訂正をお願いしたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ゆうゆう空間と話しましたか。交流空間みやまでございます。申し訳ございません。

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

今日はですね、林道の管理の問題と銚子川の環境対策を主に未来に向かってのいい議論ができたと思っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

家崎仁行議長

これで、玉津充君の質問を終わります。

家崎仁行議長

次に、8番 瀧本攻君の発言を許します。

8番 瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

8番 瀧本攻。6月の定例会に一般質問をさせていただきます。

私の質問は5点ですけども、非常にシンプルな質問をしたいと思います。まず第1点、第2次総合計画の進捗状況について、1年目で1年間経過しましたんで、そのPDCAがどうなっておるのか。PDCAもですね、執行部のほうで日本語に略して説明をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、瀧本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第2次総合計画の進捗状況、PDCAについてということでございます。第2次総合計画は平成29年4月に計画をスタートさせてから計画期間における最初の1年が経過したところでございます。本計画におけるPlan、前期基本計画は平成33年度までの5年間を計画期間としておりまして、現在それぞれの分野において進捗状況を管理しながら鋭意事業推進、これがDoですね、に努めているところでございます。

4つの重点プロジェクト、安全・安心、健康増進、にぎわい・交流、子育て・教育については副町長を座長といたしまして、各課長を委員として重点プロジェクト会議を立ち上げて推進体制を整えております。またその下部組織として重点プロジェクトのテーマを基礎とした5つのグループ会議を設置しているところでございます。

29年度の点検評価、これがCにあたりますが、につきましては各グループ会議内におきまして、昨年度実施した事業の実績、目標指数のチェックを行い5月末に開催をした重点プロジェクト会議におきまして、各グループ会議が報告をし意見交換を行ったところでございます。

また重点プロジェクト以外の主要施策につきましては、今後、各課のヒアリングを実施いたしまして、事業の課題や目標指数の未達成などについて検討し、改善はAですね、Actにつなげてまいりたい、そのように思っております。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

そうするとこの1年間にPDCAは完了したものはないということに私は聞こえたんですけども、だから、どの辺まで入っておるのかということですね、前期の計画5年間の中で

すね、その辺の詳しいことがあったら教えてください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず基本的に 29 年度がスタートでございましたので、29 年度予算化したもの、それについてですね、これ 30 年度にそれらを踏まえて、今、一定の予算化をしたわけなんですね。そして、行政的な言葉でいうと悪いんですが、29 年度のやつを 30 年度にですね、再度チェックをかけながらまた 31 年度につなげていく。つまりただちに次の年に結びつかない部分もあるのも事実なんで、それをやっぱり 3 年ぐらいを区切りにですね、動きながら P D C A を行っていくというイメージだと思います。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8 番 瀧本攻議員

確認いたしますけども、やっぱり行動を起こして、それからチェック、その段階であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まったくそのとおりで 29 年度予算化して行ったことに対して、29 年度予算化する時には、29 年度の 11 月、12 月でございますので、そことの多少のタイムラグがございますので、それで 30 年度に 29 年の実行した、やったことも踏まえてですね、30 年度検証しながら 31 年度予算につなげていくという形でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8 番 瀧本攻議員

そうすると前期については、31 年度頃の予算になって前期の大まかなことが出てくるというふうに理解いたしました。それでよろしいでしょうか、町長。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりなんで実行していく考え方におきましてはですね、前期基本計画は5年と後期が5年と、実行していく間隔としてはやっぱり3年ぐらいのスパンで、PDCAを繰り返しながらやっていきたいと思っておりますんで、先ほど申し上げたようにちょっとズレが行政上出てくるということでございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

非常に複雑多岐にわたる計画でございますので大変ですけども、これを進めていただきたいと思います。

それでは、2項目目に入ります。合併特例事業債、過疎対策債、臨時財政対策債の実績についての報告をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

合併特例事業債、過疎対策債、臨時財政対策債の実績等ということでご質問いただきました。これまでの借入実績というか事業実績ではないものですから、借入実績につきましては、合併特例事業債が51億4,990万円、過疎対策債が57億5,590万円、臨時財政対策債が65億158万7,000円で、主な充当事業につきましては合併特例事業債では、小中学校の改築や耐震化、避難路、避難ビルの整備、三浦・矢口浦海岸保全施設整備、始神テラスや紀北健康センターの整備。過疎対策債につきましては、町道整備、消防ポンプ車や高規格救急車の購入、地区集会所の改築でございます。

平成29年度末の、ここまでかな、ここまでやったね。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

合併特例事業債の発行可能額が82億6,450万円ということですね。それで今、30年度で一応使われておるのが63億9,990万円ということですね、よろしいですね。そうするとこれから残っておる分としては18億6,460万円あるわけですね。そういうことどうですか、これ確認できる。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

間違いございません。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

18億6,460万円のうちもうほぼですね、例えばクリーンセンターだとか、多目的会館だとか、それから今ごみの問題ですね、等である程度これを使わざるをえん。額はどれぐらいとして見積もってみえますか、ご答弁をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変難しいというか、これから議会でご予算を認めていただいたらの話ですが、今、議員がおっしゃるようになりますね、継続事業としてもですね、クリーンセンター、海岸保全施設、その他やっぱり津波対策とかですね、ございます。それでまた今年度でも今おっしゃったように給食センターの話、多目的会館の話、紀伊長島の大きいとですね、相当な金額がかかりますんで、そういったもので合併特例事業債の目的にあったものには積極的に使っていくてですね、95%の充当で70%交付税で返ってまいりますんで、それを計算して当てはめていくと、5年延長になりました。5年延長の中でそこにお世話になって使い切るぐらいの予定は、頭の中には入っているんですが、これはもうまだあと5年延長、32年からの5年延長でございますので、今の段階でお示しすることができませんのでお許してください。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

今の18億どれだけはですね、おそらく今、町長がおっしゃった事業にほとんど使われると思うんです。それであのね、15年間、最後の5年間は激変緩和期間として5年間延長したわけですね。延長されたわけです。それで合併算定替えの財源を活用して基金を積み立てると、これはですね、4月号の議会人になりますね、平成30年度の地方財政これは総務省の大臣官房審議官のですね、境勉さんが書いておるわけです。僕ここへ電話しました昨日。忙しいいうて出れんもんで主幹のですね、宮川寿宣さんが私に対して返事してくれたわけです。

私もこれ非常に難しい問題やもんで、私一遍東京へ行ってこの方にお会いしてですね、主幹いうと係長以上ですから、事務には詳しいと思うんでその辺のですね、勉強をしたいと思っております。それはいろいろインターネットで出して、国会便覧で出して、それから事務局にお願いして、それで私はそこの総務省へ電話してここへつないでもらたわけです。

だから、合併算定替えというところね、もう算定替えはですね、平成 17 年度から行われておったと言っているわけですよ。ただよく先輩議員なんか算定替え、算定替えっておっしゃるけども、もう算定替えはですね、いわゆる合併する市町村、合併しない市町村もですね、行っておるといふ答弁でございました。その辺については町の行政としては、どういふふうにご考慮されておりますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

合併してからですね、27 年まで 2 町換算と、旧紀伊長島町と旧海山町の 2 町の地方交付税として算定していただきました。そして、28 年度からは 1 町換算になりまして、それで激変緩和のところ、28 年から 32 年の間に徐々に交付税が、紀北町としての交付税ということで算定されて出てくると。

だから、33 年が最後になりますけど、32 年までです。それで 33 年から一応完全な 1 町の部分なんですけど、これさえも人口減とかそういったものがあって、おそらく段々下がっていったりですね、するのではないかなと思っております。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8 番 瀧本攻議員

今の執行部の答弁にですね、どういふインテリジェンスというんか情報でとられておるんですか。それに対するご答弁をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国のほうの方針がそのように決まっております。違うかな、ごめんなさい。聞きたいことと違っとったら。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

そうすると総務省のですね、いわゆるなんていうんですか、財政制度の担当課、総務省大臣官房審議官のほうからそういう通達が来るわけですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうはどこから来たか、ずっとそういうことで国からご指導いただいて、それに沿ってさせていただいています。

家崎仁行議長

課長いいですか、水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

交付税の算定替えにつきましては旧の合併特例法のほうで決定してございまして、合併算定替えにつきましては合併から10年間、その他の激減緩和の対策といたしまして5年間で緩和していただくという制度の下で、交付税の合併算定替えの算入をいただいております。以上です。

8番 瀧本攻議員

どこから来たか。

水谷法夫財政課長

総務省からです。

尾上壽一町長

ちょっと待ってください。

家崎仁行議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

通知はございますが法律の中で決定してございます。以上です。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

やっぱり補助金もらわんとやっていけん地域ですね。だから、県を飛び越えて県にも失礼

やけども、やっぱりここの総務省のこんなところへも出向いてですね、くすぐったらんとですね、金は出てこんと思うんです。私はこれくすぐるという言葉はよくないですけども、どうということかということ、この方たちがですね、結局やってみえるわけですからこちらもアプローチをする必要があると思うんですけども、その辺のところは課長、東京へ行かれてそういう方とお会いになったことはあるんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すいません。課長のレベルではですね、行ってないよな。私がですね、個別案件に基づいてそれぞれにしています。こういう法律で決まったものを課長が行くのではなしに、我々として必要なものを要望しに行くという形で地元出身の国会議員の皆さんを通じたり、町村会を通じたり高速道路であれば熊野尾鷲の期成同盟会へついでに行ったりしています。

そしてこの間、知事もおっしゃっていただいたんですが、三浦矢口ですね、今回事業費ベースの2億円の補助金が出ました。あれも私はある国会議員の紹介で水産庁長官に直接お会いして、三重県の方もついていっていただいて、そういうご配慮をいただいて知事もなかった機能増進という補助メニューを一生懸命要望していただいて、三ツ矢先生の国会議員のお力もお借りしながらですね、そういう要望を私自身もそれぞれ知事も国会議員の皆さんも要望していただいて取ってきました。

ですから補助金とかそういうものについては、私がいろいろなところへ出向いてさせていただいておるといってございますので、担当課が行くということはほとんどない。勉強はさせてもらいに研修等は行くと思いますが。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

私も今、町長がおっしゃった水産庁へ行ったことがあるんですよ。長官をとばして。ものすごい大きな部屋でしたね。保安庁長官でも。やはりですね、私ら議員のレベルではですね、お会いすることができるんです。電話一本で通じたんやから。これをですね、とにかく合併特例事業債の時にね、私は2000年にまだ任意協でしたわね。その時にちょうど今の日本のトップの政策秘書、キャップがついていってくれたんですよ。その時に課長ではよう答えませんでした総務省の。それで係長が出てきてですね、このお金は何に使えるんですかと聞い

たらインフラの整備とPFIが第三セクターとおっしゃったわけです。

それでは地域は活性しませんよと言うたらですね、また相談に来てくださいと言うたんですよ。だから町長も一対一の知事会談があるんで一対一ですね、その課長、課長の下は課長代理やその下は主幹、その下は係長や、もう1つチャレンジしてみたいかかかなと思いますんで、これはいいです答弁は。

それでは、住宅リフォーム制度についてですね、これの実績について、現在についてお答えいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住宅リフォーム制度ということで皆さんに当初予算でお認めいただいて、実行させていただいたところがございます。これは瀧本議員もご質問いただきましたし他の議員もですね、その創設についてご提言をいただいたところがございます。

住民の皆さんの住環境の向上と地域経済の活性化これらを目的としてですね、新年度事業としてさせていただきました。その内容は現に居住している自己所有の住宅を町内事業者で改修する場合その工事費の2分の1を10万円を上限とする支援の形でさせていただいて、当初予算で500万円の補助金をご可決いただいたところがございます。さっそく広報きほく5月号で募集しましたところその反響はですね、大変大きく5月末には予算額の500万円に交付決定額が達し受付を終了させていただきました。

申請の実績につきましては、交付決定者が53人で交付決定額は予算額同額の500万円となっております。この補助金を活用する工事の予定額といたしましては、3,863万円となっているところがございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

だから町長、僕は12月に質問した時にこれについて私は3,000万円ぐらいは最低組むかなど、500万円ですね、3,863万円の経済効果ですね。だから8倍弱の効果ですね。これ6月も補正組んでおるんで9月の補正にですね、やはり組んでいただきたい。それを1つは500万円はですね、テストケースでやられたんだと思うんですよ。それで5月エンドで締め切られたということはですね、うちの議会は3月の中旬以降に終わっていますわね。3月の

ね、4月、5月やで2カ月でもう満杯になっていたわけです。経済効果もこれだけある。だからそれと使われた箇所についてはわかりますか、どういうところに使われたと。それから今、言ったように9月の補正にですね、前向きに検討してくれるかどうかと。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

工事の種別につきましてはですね、いろいろ複数集計がございますのでちょっと数はズレるかもわかりませんが、畳・床・壁・天井等の内装改修が32件、屋根の葺き替え・雨漏りの修繕等の屋根改修が17件、それからキッチン・トイレ・浴槽浴室等の水廻り改修が13件、外壁改修が8件、障子や襖の張り替えや建具の改修など5件、このようになっております。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁不足です。これはですね、我々もここまで反響があるのかなという思いを持っておりまして、9月補正につきましてはですね、今、内部でも前向きに検討しているところでございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

是非とも前向きにですね、検討していただいて3,000万円つくればですね、だいたい1億2,000万円の経済効果があるわけやで、今までは外壁やとか襖の張り替えとか、それを期待しております。よろしく願いいたします。

それでは次に教育のあり方について、まちづくりは教育が基本であります。その中でALTは幼児から始めるのが基本だと私は思います。また、学力のためには大学に準ずる学校づくりを、いうたら2市3町で考えるべきじゃないかと、こういうふうを考えておりますがどうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご質問内容がですね、教育ということでございますので、教育長のほうからまずはお答弁

をお願い申し上げます。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島起郎教育長

それでは瀧本議員の教育のあり方についてご答弁をさせていただきます。まずはですね、AL Tは幼児教育から始めるほうがいいんじゃないかということ。それから、大学等をですね、設置すればどうかということでございます、答弁をさせていただきます。

まず幼児教育はですね、段階からAL Tを活用するということはですね、大変意義があるというふうに思っております。現在ですね、紀伊長島地区それから海山地区にそれぞれAL Tを1名ずつ配置しております。幼稚園のほうはですね、概ね毎週1回程度ですね、幼児が英語に慣れるようにAL Tを派遣をさせてもらっております。

さらに学習指導要領が改訂になります平成32年度より小学校の5年生、6年生で英語が教科化となります。そしてさらに小学校3年生、4年生で外国語活動が始まりますことから本年度AL Tを2名増員をさせていただきました。その2名で紀伊長島地区と海山地区の体制がとれますので、今後幼稚園での活動時間が増える見込みでございます。このことからグローバル化が進む現代社会において、英語教育の重要性は今後ますます増大することが予想され、引き続き幼児教育における英語教育の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、議員の大学等の高等教育機関をつくればという本当に広いご見識についてですが、東紀州地域は高等学校教育までしかなく大学等に進学する場合、町外の都市部に住居を移し進学する必要があります。そのまま都市部に就職する若者が多い状況となっております。このことからそういうことのご提案だというふうに思いますけども、学力につきましては現在学校教育において都市部の大学等に進学する場合なども十分に考慮し、確かな学力の習得はもとより子どもたち一人ひとりが自ら考え行動する自立した個人として、変化の激しい社会を心豊かにたくましく生き抜いていく基礎となる力の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

あのですね、極東アジア、東南アジア、今、シンガポールで米朝会議が行われております。

その中でですね、一番イングリッシュのできない国はですね、最下位は北朝鮮です。正確にいうたら朝鮮民主主義人民共和国ですね。2番目が日本なんですよ。というのは非常に教育予算を使っておるけども英語教育ない。私は1985年にプラザ合意があって、時の竹下大蔵大臣が円高をもっていったわけですね。あのプラザホテルは今のトランプのホテルやったその時にね。その時にたまたまいわゆるグローバルだから英語を学ぼうとして、私任意でやりました。その時に教育長はですね、したらどうですかというたら、あの時はAETやったと思うね。夜どないするんですかと、それがこの前みえとった尼子さんのお母さんです。尼子さんのお母さんが私らに7年ばかり英語を教えていただいた。高速もなかったもんで来る時はワイドビューで来て、帰りは仙人掌まで僕ら送っておったわけです。

だからもうちょっとですね、英語に対するですね、認識を持たんとですね、それとですね、もう1点はですね、財力のある方はですね、もう中学校・小学校からですね、よその学校へ出ていくんですね。大学はですね、ここへつくることによって若者が来て国際的な大学の分校ですね、分校でもよろしいですから私立のほうがなんていうんですか、行動はできますわな。その辺のところも私も知っておる大学の先生おりますけどもね、そういう方を寄せ集めてなんていうんですか、開いた教室でできて、それで専門的には本校へ行って教育するということをせんとですね、我々の地域はもう女性がいなくなると、20代、30代、トップだどこの5番目の中で質問しますけどもね、やっぱり女性が三重県の中で20代、30代が2040年になったら一番おらん地域が紀北町だということを、九州大学の先生がおっしゃっておるわけですよ。

だからもうちょっと教育長、研究されてですね、ずっと前向きにやって、例えば秋田の国際大学がありますね。あれなんか全部英語で教えてますわ。だから、新潟でニュージーランドのクライストチャーチか地震で死んだ人。やっぱりその辺、英語は世界の共通語なんですよ。その先生が何を言ったかという、私らにですね、カラオケのように覚えなさいということをおっしゃいました。マリリンというんですけどね。

だから、その辺についていわゆるいろんな問題があると思う、閉校の問題もあると思うんですけども、そういう学校をですね、分校なり何なり文部省に掛け合っただけでですね、ここに教育をする場所がない紀伊半島に、やっぱり教育の大学のあるところは全部、全部とは言わんけどもほとんどやっぱり活性化しておる、いかがでしょうか。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

英語教育についてでございますけれども本年度ですね、ALTを2名増員ということで町のほうにも力を入れてもらっております。さらにですね、今年からフォニックスというのを導入させてもらいました。これ今の議員がおっしゃっていただいたように、さっきカラオケのようにおっしゃっていますけれども、耳と目で英語を言葉として覚えていくというそういう教材がありますので、このフォニックスというのを教科外なんですけれども、各学校小学校で15分から10分ぐらいの週2回あるいは3回ぐらい導入させてもらって、子どもたちが目と耳で言葉として覚えていくということをさせてもらっております。

ただ、これは4月から始まったばかりですので、まだ効果はまだ評価はできませんけれども、1学期末にはですね、きちっと評価をして進めていきたいというふうに思います。今までのところで聞いていますと子どもの年齢が小さいほど、子どもが興味を持って食いつくようにそれに臨むというふうなことは今聞いておりますので、進めていきたいなというふうに思います。

その英語の習得のことなんですけれども、年齢が低ければ低いほど習得しやすいだろうというふうには言われております。そういうところで今フォニックスというのを小学校1年生に導入させてもらっております。幼稚園のほうは週1回外国人といいますか、ネイティブな英語に触れるといいますか、そういうことで週1回程度ですけども、2学期からは少し増えるかと思っておりますけれども、そういうふうに英語教育に力を入れて英語が自然にマスターできるよということにさせてもらっております。ただ、この何歳からすれば良いかということだけはちょっとまだ検証してかないけないかなというふうには思っております。

それから、2点目に地元でそういう高等教育機関の大学に準ずるものがあつたほうが、地域の学力向上にもつなげていって、そして、地域の子どもがそこで学んで定着していくというお考えだというふうに思いますが、率直に言わせてちょっとあまりにも大きい構想ですので、今、突然にはですね、考えるところには至っておりませんが、本当に幅広く考えていかなければならないなということは思っております。ただ、議員が今、心配してくれました子どもの数が減っていく縮小化していくということについてはですね、これは本当に自覚を持っておりますので教育活動が人数が減っていくことで、縮まっていかなないようにしっかりと工夫、想像力を活かして学校教育を進めていかなければならないということは校長会、教頭会等でいつも話させてもらっております。以上でございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

瀧本議員の大きなお話なんで私としてもですね、今日は課題提案ということでお聞かせいただくということでいかがでしょうか。今の段階でここでただちに答えられるほどの私は能力を持っておりませんし知見もございません。ただ、英語教育がですね、大変重要だと思っています。自分自身も英語のコンプレックスがあります。それで英語を身につけたいなと思いつつ挫折しました。

ですからこれから生まれてくる子、生まれた小さな子がですね、英語に臆することなくそういう教育環境、生活環境に馴染めるようなそういう教育があればいいなと思っております。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

私、7年間学んだ時点でね、大卒の人もたくさんみえだし中卒の方もみえました。一番発音の良かったのは中卒の方ですよ、耳から入れとるものでね。大卒の方は先入観でしゃべっておるから。だから、大学等というのは看護大学でもいいし、そういういろんなもの当町に必要な大学をこの紀伊半島につくらなんだらですね、もう過疎の町になってしまうし、なんとかそれを努力していただきたいと思います。

そのマリリンに学んだんが、マリリンは結局三重大の人文学科の助教授の嫁さんだったんですわ。そやでお互いに留学してパリ大学で知り合って恋におちて結婚して日本へ来たとお父さんがちなみに黒板のない授業をイギリスでやって、非常になんか反響を呼んだというふうに言って懐かしく思っております。1つよろしく願いいたします。

それでは一番肝心要だと思うんですけども、町の地場産業の振興施策について、5番目ですね、いいですか。

農林水産業は衰退するばかり抜本的な施策が必要だと思います。働く場所がないと言われて久しい。経済が元気でなければ元気がない。町長のおっしゃられる元気ですね。やっぱり企業も元気じゃないと元気がない。どのような方針をやっていくのかお伺いします。この問題は地方において全国的な最大の課題であります、大変難しい問題です。現在、付加価値とか6次産業と言われてはいますが、そんな成功事例は持っていますか。私の知る限りにおいては伊賀のモクモクぐらいかな、だと思っております。それに対するご答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地場産業の振興施策ということで、みんなが元気！紀北町、まさにですね、中心的なご質問かなと思うんですが現実には昭和 60 年就業人口約 2 割を占めていた農林水産業でございます。2,200 人を超えていたような状況でございますし、27 年には就業人口の約 1 割、700 人程度まで減少して、30 年間で 1,500 人減少というようなことでございます。

議員がですね、今おっしゃっていただきましたように高齢化や後継者不足いろいろな問題で、なかなか有効な手立てが見つからないのが現状でございます。そういう中でですね、我々は何をやっているかというとやっぱり農林水産業の皆さんとお話しながら、できることから今やっております。6 次産業化についてもですね、今、議員おっしゃるような大きなことはございませんが、例えば SEA TO SUMMIT で取り上げられた 200%ジュース、あれなんかもうですね、6 次産業の物品の 1 つとして SEA TO SUMMIT じゃないの、伊勢志摩のサミット、SEA TO SUMMIT ごめんなさい、失礼します。訂正させていただきます。伊勢志摩サミットでございます。

ということでですね、そういう一定の事例もありますし、ある芸能人がこの 200%ジュースをテレビで一言いっていただいたらすごい注文がきたというようなお話も聞いております。そういう中では特に大きな組織としての成功事例はこの町ではございませんが、こつこつと地道にいろいろとこういう我々行政としてもできることを、それからその事業者としてできることを、それから農林水産業に携わっている方がいろいろとできること、そういうのをいろいろな角度でやっております。

農業ではですね、農業の見守り支援隊ということでしたり、新規就農者への支援。林業ではですね、やはり日本農業遺産に認定されました尾鷲ヒノキ林業、こういったものもありますし、ふるさと納税等で物産品をですね、PRしながら約 2 億円のふるさと納税もいただいております。こういうことをご縁にですね、いろいろと知っていただくとか。水産業ではですね、特に今伊勢海老が三重県でも 2 番、3 番の収穫量をしております。全国でも 10 本の指に入っていると思うんですが、こういった伊勢海老のですね、増床というんですか町単で築磯も去年、今年予算にもあげさせていただいているところがございます、伊勢海老なんかですね、特に水産業ですと伊勢海老を主体とした民宿さん、それからまんぼう料理を主体とした民宿さん、こういったものを一生懸命取り組んでいただいておりますので、すべてのそういう事業者、農林水産業の皆さんとですね、意見を交わしながら前に進めていきたい

とそのように思います。以上です。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

私も濃縮ジュース3本買いましたけどね、高いね、あれね。おそらく私は私の主観ですよ。そんなに売れないと思う。企業化にはならないと思う、企業化になるということは従業員を雇って全ての厚生年金、社会保険、労災保険、退職金制度もつくって、これが企業ですよ。そういう企業が増えてきたら町は良くなる。

だから、そういうそれはいうたら私は個人企業だと思うよ。だから、ここにも計画の中ですわね、5つばかりありますわ、農林水産。付加価値だとか農産物の特産品開発、都市部の消費者との交流、それで林業の基盤の整備でヒノキうんぬんと言うとるけど、ヒノキってヒノキアレルギーの人もおるしね。今のなんていうんですか、なんとかも忘れしたよ。ドライブイン、始神テラス、あそこへ入れん人もおるんですよ、ヒノキアレルギーで。

だから、もうちょっとですわね、企画課長と副町長あたりをですわね、やっぱり国内の先進地、それから、国外の先進地、NHKのニュースがありました、言っていましたね。インドネシアの人はですわね、500 ぐらいのですね、ピンチョウを獲ってですわね、近大のあれ、ちょうどメルボルンの横のホールリンカーンというところへですわね、30年ぐらい前ですわ。30年ぐらい前にそこで養殖をやったんです。その時に為替レートはおそらく150円ぐらいでしたが、それで270億かけておったわけですよ、2,000人で。

だから、当町においても明治37年にですわね、島勝浦の加藤さんともう一人玉井さんが、あそこの宮崎の大敷を見に行くと、そうしたら通年1万から2万円、当時のお金で、それが5万円あがって2万円配当して3万円残ったと、それで銀行つくったんやで。その銀行が最終的にはあの百五銀行に吸収されて、その大敷は百五の株を持つておるのや。そこにこの地元の紀北信用もですわね、一番先に支店だしたのは桂城支店ですよ。

だから見聞を広めるためにですわね、私はお金を使ってもろてもええと思うよ。500万円や1,000万円ぐらいは。町長も行くんやったら町長も壇上にあがって行ってですわね、町長はなかなかあれやからさ、やっぱり前向きな、それは失敗もあると思う。前向きなことをやらんとですわね、この町はですわね、完全な管理型になって、先ほど私が言いましたように、九州大学の先生がおっしゃるように2040年になったら、20代、30代の女性がですわね、紀北町が一番おらんようになってくるということをおっしゃっておるわけですよ。データの統計的に。

その統計をですね、狂わすような政策をやらないとですね、町の発展というんですか、町の元気、それは町長は元気なことをいろいろやられた点については敬意を表します。活活体操やとかいろんなこと健康増進、プール、僕もようやく300m泳げるようになりました。

だからその経済の元気をね、町長非常にこれ一番難しい。その辺のところをですね、やっぱりなんていうのかな、議論をしてないような気がするね。言葉だけが踊っている、その言葉を実行に移していくということが私が大事だと思うんですがいかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるのはごもっともだと思います。やはり元気、私は今、健康を言っていますけど、やっぱり産業が元気でないと、やはりこの町の活性化というのはですね、つながってこないなと思います。しかしながら、先ほども申し上げたように、それぞれの産業がございます。農林水なりそういったやっぱり事業者が中心になって、我々公共とか学者さんとかいろいろと入りながらですね、やっていかなければいけない問題かなと思っております。

例えば紀北町を1つある業種の魚がヨーロッパからどこかから輸入されまして、そこでこの長島地区で処理して、それで全国に販売しているというようなところもございます。そういった意味でですね、まず最初がスタートが何だったか。例えば隣の尾鷲でもそうですね。そういったスタートがなんだったのか、民活がやはり大きなところだと思うんですが、やはりそういうものを我々は国の制度やそういったものをいかに知ってですね、外に広めていかと皆さんと協力しあいながらやっていくかという話だと思いますんで、勉強しろということとはもうもちろん副町長はじめ勉強家でございますので、一生懸命勉強はしていただくと思いますんで、勉強させていただいた上でやっていきたいなと思っております。

いろいろなことで賛否の方もございますが、鳥もですね、卵もこれも1つの産業としての紀北町のブランドではないかとも思っているところもございまして、そういったいろいろな角度からですね、取り組めば紀北町もまだまだ活力の出せるところもあるのではないかと思っているところもございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

その先進地に行くという答弁がなかったんですが、それもお願いいたします。

やっぱり百聞は一見にしかずということがあるんでね、私は 1985 年頃にですね、ここへプレハブ工場をつくったらええのになと思っと思ったんですよ。木材業界のね。だから、努力、熱意ですね、そういう予算的にはですね、特区とはいわんけども、小特区ぐらいに指定してもらってですね、産業を振興すると教育も、やっぱり攻めの施策が町長には経済的には少し少ないと思う。

だけど先ほどされた健康センターやとか、紀北中学校やとか庁舎移転やとか、いろいろなことに対してはよくやられてみえると思う。けどもこの辺にちょっと舵をきってもらってですね、やっていただくといいんじゃないかと私はそう思うんですけど。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで今、地域もですね、経済的にじゃあいいのかということなかなか厳しい状況でございます。そういう中で行政の立場として何ができるかということも踏まえながらですね、勉強していきたいと思いますし、また職員もそういう機会がありましたらいろいろなところを出張、勉強させる機会を私のほうから止めるような話ではございませんし、私のほうも一生懸命勉強してきなさい、いろいろなところを見てきなさいという指示は出したいと思います。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8 番 瀧本攻議員

今、町長から積極的な答弁をいただきました。課長さんの方、私はここへ行ってこれを見たいということを言ったら町長は認めてくれるわけやから、だから課長さん方はですね、ここを見て俺は勉強したいんだと。会社でもそうですよ、部下がですね、これ見てこれやりたいんだと。それは失敗はするさ、野球の打率やないけども、3つやったら1つ当たれば3割3分3厘ですからね。

だから、失敗学という本もあるわけやで、失敗せなんたら成功しやへんこんなものは。だから町長の意気込みがちょっと強くなってきたんで、このまま9月議会にはですね、その辺のところ課長さんよろしいですか。自分で勉強したいことあったらどどんどんですね、書物だけの勉強じゃないですよ。やっぱり現地へ行って当町はここが不足しておるということであれば、それを執行部に言って行ってもらうということも私は必要だと思うんです。町

長どうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いやいや勉強するのは大変いいことだと思いますし、議員の皆さんもご視察に行ったりしておりますよね。そういったものにもお供させていただいて、議員とともに視察させていただいたり、例えば1つの例、これ産業とはちょっと関係ないですけども、今度の乗り合いのやつですね、国の10分の10のやつもシェアリングエコノミーの観点を新たに取り入れたということなんで、これも成功するか失敗するかわかりません。この地域に合うのかどうかおかげさんで、国のシェアリングエコノミーの補助金はとれましたんでやりました。新たなことにもですね、取り組んでいきたい。そのためにはやっぱり情報収集その勉強も必要だと思いますんで、職員のほうには頑張ってくださいたいとはっぱをかけていきたいと思います。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

あと1分だけ質問させてください。今、交通のこと僕、質問しなかったんですけども、町長お答えになったんで、これこの前、去年ですか、伊根へ視察に行っったんですけども、私は伊根へ行けなんだんですね。公用で福井へ行っておったもんでね。京丹後市でやっとなんですけども、それは路線バスでないんでね、東京でも指示して課長知っておる。私はもうなんであそこへ行かんのかなと思っったぐらいで、だから町長が前向きにですね、やっぱり若者が残るようなまちづくり、元気で若者が残るようなまちづくり、そやで都会へ出ておる人がUターンしてくるようなまちづくりを、私は切望して6月定例会の一般質問を終わります。ご答弁がありましたら答弁をよろしくお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

頑張っまいます。

家崎仁行議長

これで瀧本攻君の質問を終わります。

なお、奥村仁君ほか3人の質問者については、13日の本会議の日程とします。

家崎仁行議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 14分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 9 月 5 日

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 玉津 充